

鳥取県立生涯学習センター管理業務仕様書（案）

この仕様書は、鳥取県立生涯学習センター（以下「生涯学習センター」という。）の管理業務等を実施するための仕様を示すものである。

指定管理者は、委託業務の遂行に当たり、生涯学習センターが文部科学省「社会教育施設整備費補助金」を用いて建設された「社会教育に関する情報提供、教材開発、学習相談、指導者研修、広域事業等を総合的に行う施設」であり、また、生涯学習施策を進めるための県の拠点施設であることを十分に認識し、鳥取県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う生涯学習・社会教育に関する事業への施設設備の優先利用を確保するとともに、社会教育関係団体や生涯学習に取り組む者への研修の場や学習教材・資料・情報の提供、学習相談への対応、施設利用を通じて生涯学習・社会教育に取り組む個人や各種団体、学校、企業などの交流促進などに積極的に取り組むことにより、本県における社会教育の推進と県民の生涯学習の機運醸成を目指すこと。

また、県民が広く利用する公の施設としての性格を十分認識し、日常又は定期に必要な保守・点検業務を行い、快適な施設環境を作り、各種機器類の性能を常に最良の状態に維持し、故障の予防、設備の恒久化に努めるとともに、利用者の安全を確保すること。

I 管理業務に関する事項

1 基本的事項

- (1) 県の生涯学習振興の中核機関として、県民に学習機会の提供を行うこと。それに当たっては、平成27年11月17日鳥取県教育審議会答申「今後の生涯学習振興施策及びとっとり県民カレッジのあり方」(URL：<https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1002595/toushin.pdf>)の趣旨を尊重し、教育委員会が進める生涯学習振興施策に基づき実施すること。
- (2) 社会教育関係団体や生涯学習に取り組む者への研修の場や学習教材・資料の提供、学習相談への対応に積極的に取り組むことにより、本県における社会教育の推進と県民の生涯学習の機運醸成を目指すこと。
- (3) 教育委員会と連携及び調整を図り、教育委員会が行う社会教育・生涯学習に関する事業における生涯学習センターの優先的な利用を確保すること。
- (4) 団体交流室に入居している全県組織の社会教育に関する活動を行う団体に対して、その活動支援を行うこと。
- (5) 施設設備を最良の状態に整えるなど利用者にとって快適な施設の環境づくりを行うとともに、利用者の安全を確保すること。
- (6) 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくこと。
- (7) 事業計画書等に基づき、利用者が快適に施設を利用できるよう適正な管理運営を行うとともに、管理運営経費の節減に努めること。
- (8) 省エネルギーに努めるとともに、廃棄物の発生を抑制し、環境に配慮した管理を行うこと。
- (9) 教育委員会と密接に連携を図りながら、管理運営を行うこと。

2 来館者の総合受付・案内等

- (1) 利用案内を作成し、施設利用希望者へ配布するとともに、指定管理者のホームページ等への掲示により、広く県民に周知すること。
- (2) 指定管理者は、利用者への応接、電話での問い合わせ等について、適切な対応を行うこと。
- (3) 施設の利用等について、利用者、住民等から苦情があった場合は、適切な対応をするとともに、その内容を教育委員会へ速やかに文書で報告すること。

3 施設利用の許可等

- (1) 利用の許可
生涯学習センターの利用の許可について、生涯学習センター条例（鳥取県立生涯学習セン

ターの設置及び管理に関する条例（昭和54年鳥取県条例第32号）をいう。以下同じ）第7条の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合を除き、利用の許可を行うこと。また、管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付すること。

ア 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

イ 生涯学習センターの施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

エ 国、地方公共団体、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条に規定する一般社団法人及び一般財団法人、及び特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人以外の者が、物品の販売、あっせん、寄附金その他の金品の募集又は勧誘行為を行うために生涯学習センターの施設設備を利用しようとするものであるとき。

オ アからエまでに掲げる場合のほか、生涯学習センターの管理上支障があるものとして、教育委員会規則で定める場合に該当するとき。

(2) 利用の制限

生涯学習センター条例第8条の規定に基づき、次のいずれかに該当する者又はおそれのある者に対して、生涯学習センターの利用を拒み、又は生涯学習センターからの退去を命ずることができること。

ア 生涯学習センターの施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある者

イ 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をする者

ウ 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をする者

エ アからウに掲げる者のほか、生涯学習センターの管理上支障があると認められる者として教育委員会規則で定める者

(3) 措置命令

生涯学習センター条例第9条の規定に基づき、指定管理者は、生涯学習センターの適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命ずることができること。

(4) 利用許可の取消し

生涯学習センター条例第10条の規定に基づき、指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができること。

ア 生涯学習センター条例若しくは条例に基づく教育委員会規則又はこれらの規定に基づく処分に違反した者

イ (3)の命令に従わない者

ウ 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれがある者

エ 利用許可の条件に違反した者

オ 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けた者

カ アからオまでに掲げる者のほか、生涯学習センターの管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがある者

4 施設利用の受付・許可

(1) 利用申し込みは、原則としてホール及び講義室の場合は利用日の属する月の1年前から、研修室は利用日の属する月の4か月前から受け付けることとし、同時期に複数の団体からの利用申し込みがあった場合には、申し込み順により受付・許可を行うこと。

(2) 生涯学習・社会教育に関する事業として教育委員会が施設設備を利用する場合にあっては、(1)の受付期間前であっても受付・許可を行うこと。

(3) 利用許可に係る事務は迅速に行うこと。

(4) 指定管理者は、施設の利用に係る利用料金を徴収すること。

- (5) 利用料金の設定は、鳥取県立生涯学習センター（県民ふれあい会館）指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）資料5に定める金額を標準とし、新たな施設設備の利用料金を設定する場合には、現行利用料金の設定金額との均衡に配慮して設定すること。
- (6) 利用料金の減免は、募集要項資料6に定める減免基準の減免率を下限として指定管理者があらかじめ知事の承認を得た基準で行うこととし、減免基準に当たる利用申込みがあった際において適切に周知し、利用料金を減額し、又は免除すること。
- (7) キャンセル料の取扱いは、次の取扱いを基準として、指定管理者においてその取扱いを定め、利用者に周知すること。ただし、利用者にとって基準より不利となる取扱いを定めることは認めない。

| 取り止め理由 | 届 出 時 期 | | 料金の支払 状況 | → 還付又は 請求額 |
|-------------------------|------------------------|---------------------|-------------|------------------|
| | ホール | 講義室、パソコン研修室、 研修室 | | |
| 天災等により 利用ができない 場合 | 当日まで | 当日まで | 支払済み 未 納 | 全額還付 請求の中止 |
| その他利用者 の都合による 場合 | 利用日の1 か月前まで | 利用日の7日前まで | 支払済み 未 納 | 半額還付 半額請求 |
| | 上記の期間 を経過して いるとき | 上記の期間を 経過しているとき | 支払済み 未 納 | 還付なし 全額請求 |

- (8) 利用料金の徴収及び返還方法については、指定管理者において定めること。

5 前管理者が受けた利用申込み等

- (1) 前管理者が受けた令和6年4月以降の利用申込みは指定管理者が引き継ぐこと。
- (2) (1)に係る前納の利用料金は、利用者が支払った時点の「管理者」へ支払われたものではなく、公の施設の利用の対価として支払われたものであるため、前納の利用料金がある場合は、指定管理者へ引き継ぐものとする。
- (3) 令和6年3月以前の利用に係る未納の利用料金については、施設の利用が行われた時点の管理者の未収金であり、前管理者が対応すること。
- (4) 令和6年4月以降に指定管理者が利用料金を値下げすることに伴い、前納の利用料金から「返還」が生じる場合は、利用者に対する有利な遡及であり、指定管理者はその差額を当該利用者へ返還すること。
ただし、指定管理者が新たな利用料金を設定することに伴う追加徴収はできないこと。
- (5) 上記の取扱いは、次期指定管理者への引継ぎにおいても同様であること。

6 施設の貸出等

- (1) 県民が施設を利用する上で、必要な指導・助言を行うこと。
- (2) 附属設備・備品の準備及び使用方法と注意事項の説明等を行うこと。
- (3) 音響・照明・映像等設備の利用指導及び操作を行うこと。

7 団体交流室の利用の許可

- (1) 団体交流室の入退去
- ア 団体交流室への入居（専用機の設置）については、施設利用を通じた生涯学習に取り組む個人・団体の交流促進をより一層進める観点から、当該利用許可を指定管理者の業務範囲とするものであること。
- イ 団体交流室に係る利用団体及び専用機の設置台数の変更が行われる場合においては、その事実が明らかになった時点で速やかに教育委員会に一報するとともに、入居団体名、専用機の設置台数等を業務報告書に記載し、県に報告すること。
- ウ 団体交流室への入居団体に係る光熱水費等(実費)を徴収し、一括して支払うこと。なお、光熱水費等を徴収する方法は指定管理者において定めること。

(2) 利用許可の条件

ア 団体交流室へ入居させる団体は、全県下に下部組織があつて、それを統括する団体であり、かつ全県的な社会教育に関する活動を行う団体に限るものとし、指定管理者の判断により利用を許可すること。

この場合において、新規に利用を許可するときは、あらかじめ教育委員会の意見を聞かなければならない。

イ なお、募集要項資料7記載の現在入居している団体にあつては、当該団体からの退去の意思がない限り、継続して入居を許可すること。

ウ 共有スペースの利用ルール及び制限等については、必要に応じて、指定管理者において入居団体と協議のうえ定めること。

(3) 団体印刷室の利用

ア 団体印刷室の印刷機器については、専用机を置く団体のみ利用させること。

イ カラーコピー機の利用については、各団体の利用実績に応じて、その実費を徴収すること。

ウ 輪転機については、無償で利用させること。（ただし、印刷用紙は各団体にそれぞれ準備させること。）

エ 印刷機器の利用ルール及び制限等については、必要に応じて、指定管理者において入居団体と協議のうえ定めること。

8 自動販売機等の設置

(1) 設置の報告

自動販売機等の設置については、利用者の利便性向上の一環として指定管理者の業務範囲とするものであること。

この場合においては、設置した自動販売機の設置業者、販売物等を業務報告書に記載し、県に報告すること。

(2) 留意事項

ア 現在の設置場所及び台数は、募集要項資料7のとおりである。追加設置に当たっては、生涯学習センターの設置目的、防災面、施設機能等を考慮した上で設置すること。

イ 設置に当たっては、次の点を要件とする。

- ・ビール、清酒等のアルコール類及びたばこは、販売しないこと。
- ・青少年に有害な書籍、玩具等は、販売しないこと。
- ・ゲーム機類は、設置しないこと。

ウ 自動販売機の設置を他の業者へ委託する場合は、あらかじめ事業計画書に記載すること。

エ ウの委託に当たっては、書面により契約を締結すること。この場合において、契約の終期は、指定管理者の管理期間の終期を限度とすること。

9 レストランの運営

(1) 運営の考え方

ア レストランの設置については、利用者の利便性向上の一環として指定管理者の業務範囲とするものであること。

イ 営業時間は、現行の営業時間等を参考として、指定管理者が設定すること。

ウ ビール、清酒等のアルコール類及びたばこは、販売しないこと。

(2) 留意事項

ア 現在のレストランの利用許可の状況は、募集要項資料7のとおりである。現在のレストランの設置面積等の変更にあつては、生涯学習センターの設置目的、防災面、施設機能等を考慮した上で行うこと。

イ レストランの設置を他の業者へ委託する場合は、あらかじめ事業計画書に記載すること。

ウ イの委託に当たっては、書面により契約を締結すること。この場合において、契約の終期は、指定管理者の管理期間の終期を限度とすること。

10 電力の調達

指定管理施設における電力調達については、今後3年間の電気料金の支払金額の見込み(予定価格)により、次のとおり対応するよう努めること。

ただし、予定価格が20万円に満たない場合はこの限りではない。

なお、この取扱いは、県の運用に準じて定めているものであり、一般競争入札の方法による電力調達が可能な場合においては、当該方法によって電力調達を行うことを妨げるものではないこと。

また、県内事業者への発注機会の増大や県産品の利用促進を図るため、電力調達の際は一般競争入札の参加資格要件に県内事業者であることを設定したり、随意契約時に県内事業者からも見積りを取るなど、積極的な発注に取り組むこと。

| 予定価格 | 電力調達の対応 |
|---------|--|
| 160万円超 | 現在の契約期間が終了するまでに自動更新契約を行うことなく、一般電気事業者及び特定規模電気事業者を対象とした一般競争入札の方法により電力調達の契約を締結する。 |
| 160万円以下 | 随意契約の方法により契約できるが、原則として合い見積りの方法により電力調達の契約を締結する。 |

11 県内発注

管理業務の実施に当たっては、対象経費、金額等にかかわらず県内事業者への発注に努めなければならないが、特に委託、工事請負を発注する場合は原則として県内事業者へ発注すること。

なお、事業計画書に記載していない委託、工事請負を県外事業者へ発注する必要がある場合は、あらかじめ県に協議して承認を受けること。

12 障がい者又は高齢者の就労機会の確保

障がい者、高齢者(65歳以上)の就労機会の確保、拡大を図るため、以下の事項に留意すること。

- (1) 障がい者及び高齢者の直接雇用に努めることとし、事業計画書に障がい者及び高齢者の雇用計画を可能な範囲で記載すること。
- (2) 障がい者就労施設及びシルバー人材センター等からの物品、役務の調達に努めることとし、事業計画書に障がい者就労施設及びシルバー人材センター等への業務委託計画を可能な範囲で記載すること。

13 事故が発生した場合の報告及び公表

- (1) 指定管理の施設、設備等に関する事故が発生し、公表を行う場合は、個人情報保護や警察からの捜査上の要請、その他特別の事情がある場合を除き、原則として事故発生の情報について、できる限り速やかに実施すること。

なお、状況等により指定管理者が対応できない場合は、県の所管課が公表を行うことがある。

- (2) 指定管理者は、報告、公表について速やかな対応を行うため、非常時の連絡体制について、上位者への連絡が困難な場合の対応なども含めて点検を行い、適切な体制を整備すること。
- (3) 指定管理者は、事故等の発生時において、対応に疑義を生じた場合は速やかに所管課に報告し、その指示を仰ぐこと。

14 県が直接行う使用許可の範囲

指定管理者の業務範囲である利用許可以外の許可(行政財産の目的外使用許可)は、県がその許可事務を直接行うため、該当申請があれば速やかに県に連絡すること。

(例示)

- ・電気、水道、ガス事業等の用に供する路線等
- ・利用者の利便に供するもの以外のもの

なお、現在の行政財産の目的外使用許可の状況は、募集要項資料7のとおりである。

1 5 生涯学習の普及振興に関する業務

(1) 生涯学習センターの利用を通じた生涯学習の普及振興に関する業務

(詳細は別紙1を参照)

- ア 生涯学習の振興を図るため、学習相談を行うこと。
- イ 県内生涯学習団体等への支援を行うこと。
- ウ 団体交流室の入居団体等の支援を行うこと。
- エ 生涯学習展示コーナーの企画・運営を行うこと。
- オ ふれあい文庫の充実に向けた企画・運営を行うこと。
- カ 指定管理者が独自に企画・立案した県民の生涯学習の振興を図るための業務を行うこと。
- キ 生涯学習センターの利用促進を図るための業務を行うこと。

(2) とっとり県民カレッジ講座の企画、運営に関する業務

(詳細は別紙2を参照)

(3) 生涯学習情報の提供に関する業務 (詳細は別紙3を参照)

- ア 生涯学習情報誌の企画・編集・発行を行うこと。
- イ 生涯学習情報システムの運用を行うこと。

(4) 高校生等の自主学習支援に関する業務

(詳細は別紙5を参照)

1 6 緊急時の対応等

(1) 指定管理者は、災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等についての対応マニュアルを作成し、緊急事態の発生時には適確に対応すること。

(2) 利用者、来場者の急な病気、けが等に対応できるよう、近隣の医療機関等と連携し、適確に対応すること。

(3) 次のいずれかに該当する場合には、生涯学習センターの使用について県の指示に従わなければならない。

ア 地震等の災害、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第1条に規定する武力攻撃事態等（以下「武力攻撃事態等」という。）、感染症のまん延その他これらに類する状況への対処として、生涯学習センターを閉場し、又は、住民の避難、救援若しくは災害対応のために使用する必要があると県が認めるとき。

イ 生涯学習センターについて、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第148条の規定により県が避難施設として指定をしようとするとき。

(4) (3)の県の指示に従う場合において、管理費の取扱いその他必要な事項については、県及び指定管理者が協議の上、決定する。

(5) 地震等の災害に関する警戒情報、武力攻撃事態等に関する警報等が発せられた場合等において、県民の安全の確保のために生涯学習センターを閉場する必要があると県が認めるときは、速やかに当該施設を閉場すること。

(6) AED（自動体外式除細動器）の取扱い

ア 県は、施設利用者等が突然の心停止に陥った場合の救命活動が円滑に行われることを目的としてAEDを設置しており、指定管理者は、職員が常時使用できるよう管理を行うこと。

イ 指定管理者は次のとおり維持管理を行うこと。

(ア) AEDを常時使用できるよう最低年1回定期点検すること。

(イ) AEDを使用した後においては、次回以降使用できるか否か点検すること。

ウ 指定管理者は、AEDを使用するための講習会を受講した職員を1名以上配置すること。

※AED（自動体外式除細動器）の概要

突然の心停止者の心臓のリズムを調べ、蘇生のための電気ショックが必要かどうか自動で判断し、電気ショックを与えることができる医療機器

(7) J-A-L-E-R-T（全国瞬時警報システム）の取扱い

県は、緊急地震速報等を活用して施設利用者や職員の安全確保、地震被害等の軽減を図ることを目的としてJ-A-L-E-R-Tを設置しており、指定管理者は、同システムが有効に活用されるよう理解を深め、適切に管理運用し、施設利用者の安全確保に努めること。

※全国瞬時警報システム（J-ALERT）の概要

概要緊急地震速報のほかに、津波警報、国民保護に関する情報などを館内に自動的に放送するシステム

17 組織及び人員配置

- (1) 管理運営業務の実施や利用者の要望に適切に応えられる業務執行体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、管理運営を効率的に行うための業務形態にあった適正な人数の職員を配置すること。
- (2) 館長相当職（常勤職員）を1名配置すること。なお、配置する人材は、社会教育施設又は学校教育施設もしくはこれらに類する施設への勤務経験者で、これらの経営に堪能な者とする。
- (3) 次の資格等を有する者を1名以上配置すること。
 - (ア) 甲種防火管理者の資格
 - (イ) 機械及び電気関係等施設の維持管理に係る3年以上の実務経験を有する者
 - (ウ) 舞台照明及び音響設備の操作に精通
- (4) 開館時間中はいつでも利用料金の収受ができるよう、適切かつ迅速な利用料金の収受と、収受した利用料金の適切な管理を行うことができる者を、会館事務所に常時1名以上配置すること。
- (5) 開館時間中はいつでも利用者からの生涯学習に関する学習相談に応じることができるよう、生涯学習情報に精通した者を会館事務所に1名以上配置すること。なお、配置する人材には、社会教育施設又は学校教育施設もしくはこれらに類する施設での指導経験があり、生涯学習の振興に関する事業の企画・立案・実施ができる者を含むものとする。
- (6) 開館時間中は巡回警備を、閉館時間中は機械警備を行うこととし、開館時間中の巡回警備について常時行うことのできる人材配置を行うこと。
- (7) 職員は、施設利用者のIT機器の利用に当たり必要に応じて利用支援を行うよう努めるとともに、今後、IT機器の活用がますます進むであろうことを踏まえ、当該分野に精通した職員の育成に努めること。
- (8) 15 生涯学習の普及振興に関する事業のうち、(2)「とっとり県民カレッジ講座の企画・運営に関する業務」及び(3)「生涯学習情報の提供に関する業務」を着実に実施できる体制を整えること。
- (9) 職員は、万一の事故等に備え、AED（自動体外式除細動器）を含む応急処置の講習をうけるなど、施設利用者の急病、けが等に対応できるよう努めること。
- (10) 生涯学習センター内の巡回警備や利用者の案内、機械・電気設備の操作などで開館時間中に会館事務所が無人となることがないように留意した職員体制とすること。
- (11) 指定管理者の業務の執行及び財産の状況の監査を職務とする理事等以外の役員の職にある2人以上の者（役員に準ずる職にある者を含む。）に、次に掲げる職務を行わせるものとする。
 - ア 指定管理者が行う公の施設の管理に係る当該指定管理者の財産及び業務の執行に係る状況を監査すること。
 - イ 指定管理者が行う公の施設の管理に係る当該指定管理者の財産の状況又は業務の執行について、法令、定款若しくは寄附行為（これらに相当するものを含む。）に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、指定管理者の総会等及び教育委員会へ報告すること。
 - ウ イの報告をするために必要があると認めるときは、指定管理者の総会等の招集を請求し、又はこれを招集すること。

18 職員研修等の実施

- (1) 職員に対して、施設の管理運営に必要な研修を実施すること。
- (2) 緊急時対策、防犯・防災対策について、マニュアル等を作成し、職員の指導を行うこと。

19 収支状況の管理

- (1) 試算表の作成
毎月の収入支出の状況を明らかにする試算表を毎月作成すること。

(2) 収支帳簿の作成及び証憑書類の整理・保存

収入支出に係る帳簿を作成するとともに、証憑書類を整理し、令和16年3月31日まで保存すること。

2.0 事業計画書及び報告書の提出、利用者アンケート調査の実施と報告

(1) 事業計画書の提出

指定管理者は、毎年度1月末までに翌年度の管理運営に関する事業計画書を作成し、教育委員会に提出すること。

(2) 業務報告書の提出

事業の実施状況について、以下の内容の月報を作成し、その翌月15日までに教育委員会へ報告すること。

ア 利用者数及び増減理由の分析

イ 利用料金及び減免の実績

ウ 生涯学習に関する相談者数の実績

エ 指定管理者が企画・実施した県民の生涯学習の振興を図るための業務への応募者及び受講者数等の実績

オ 指定管理者が行う業務に係る第三者への委託・工事請負、発注の状況

カ 施設、設備及び備品の損傷状況及びその修繕実績並びに県の責において改良又は修繕が必要な箇所

キ その他必要な事項

(3) 利用者アンケート調査の実施及び報告

施設利用者にアンケートを実施し、利用者の要望等には対応を努力すること。また、調査結果及び対応内容について、事業報告書で教育委員会へ報告すること。

(4) 事業報告書の提出

以下の内容を作成し、毎年度終了後30日以内に、事業報告書を教育委員会へ提出すること。なお、必要に応じ、以下の内容以外について報告を求めることがある。

ア 管理運営の体制（職員に係る雇用条件、労働状況を含む）

イ 管理の業務の実施状況

ウ 利用者数の実績及び増減の分析

エ 利用料金の収入の状況

オ 管理に係る経費の収支状況

カ アンケート調査結果及び対応内容

2.1 県立施設予約システムの取扱い

(1) 県では県立施設における利用者の利便、施設利用予約業務の効率化を図るため、県立施設予約システム（以下「予約システム」という。）を導入しており、指定管理者は予約システムを利用して予約業務を行うこと。

(2) 指定管理者は、予約システムを適正に利用するとともに、システム上の異常、不具合等が発生した場合は、速やかに県が指定する予約システム運用保守業者又は鳥取県総務部デジタル・行財政改革局行財政改革推進課に連絡すること。

(3) 予約システムに係る運用保守経費は県が負担するものであること。

ただし、帳票のカスタマイズ等については指定管理者の負担において実施すること。

2.2 Google Map等の管理について

各施設のホームページの管理にとどまらず、Google Map等一般県民等が利用をされることが想定されるツールについても最新情報となるように管理を行うこと。

なお、情報編集のための権限については県から各施設に権限を付与するが、必要なアカウント等は指定管理者が準備すること。

2.3 キャッシュレス決済への対応について

施設利用者の利便性を確保するため、入館料、利用料金、物販・飲食等の支払方法の一つとしてキャッシュレス決済に対応すること。

2.4 ネーミングライツの取扱い

鳥取県総務部デジタル・行財政改革局行財政改革推進課では県有施設の知名度向上や運営財源の確保等を目的として、施設の愛称を命名する権利（ネーミングライツ）を取得する法人を募集することとしており、生涯学習センターにおいて新たなネーミングライツが導入されたときは、県、施設命名権者及び指定管理者の3者で締結するネーミングライツ契約書に基づく業務の実施に協力すること。

2.5 指定期間終了時の引継業務

指定管理者は、指定期間が終了する際若しくは指定の取消等により次期指定管理者へ業務を引き継ぐ際は、円滑かつ支障なく本施設の業務を遂行できるよう引継ぎを行うとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとする。

II 保守管理に関する事項

指定管理者が行う特記すべき最低限の保守管理業務は次のとおり。
(詳細は別紙5を参照)

1 清掃

日常清掃、定期清掃及び特別清掃を行うこと。

2 衛生

建築物環境衛生管理業務を行うこと。

3 消防

消防法の規定に従い、点検をすること。

4 電気設備

電気事業法に基づく保安規定に従って電気設備の点検をすること。

5 保安警備

ア 防犯・防火及び防災に万全を期し、次のことに留意して、利用者が安心して利用できる環境を確保した保安警備業務を行うこと。

(ア) 火災を発見した時の通報及び消火活動その他の処置

(イ) 消防署及び教育委員会又は指定する緊急連絡者への通報及び連絡

(ウ) 侵入者等の潜伏・徘徊を発見した時の処置

(エ) 警察署又は指定する緊急連絡者への通報及び連絡

イ 人的警備（開館時）と機械警備システムを併用して24時間警備（休館日を含む）を行うこと。

ウ 入居団体への鍵の受け渡し、不審者の発見及び進入阻止等を適切に行うこと。

エ 警備日誌を作成すること。

オ 巡回業務を行い、異常の有無の確認及び火災予防点検を行うこと。

カ 甲種防火管理者を設置すること。

6 保険

ア 入館者傷害保険に加入すること。

イ 補償額の基準は、下記の基準を下限とする。

| | | | |
|----------|----------|---------------------------|--------|
| 施設管理責任 | 人身 事故 | 1事故当り支払限度額 | 10億円 |
| | | 1名当り支払限度額 | 1億円 |
| | | 人格権侵害事故限度額（1事故・期間中） | 100万円 |
| | | 免責金額 | なし |
| 財物 事故 | | 1事故当り支払限度額 | 1000万円 |
| | | 物理的損壊を伴わない第三者財物使用不能損害限度額 | |
| | | 1事故当り | 500万円 |
| | | 免責金額 | なし |
| 災害補償 | | 被災者対応費用補償 | 100万円 |
| | | 被災者傷害見舞費用補償(被災者1名あたりの限度額) | |
| | | 死亡見舞費用 | 50万円 |
| | | 後遺障害見舞費用 | 50万円 |
| | | 入院見舞費用 | 10万円 |
| | 通院見舞費用 | 5万円 | |

(参考：公立文化施設賠償責任保険・公立文化施設災害補償保険)

7 備品の管理

- (1) 指定管理者は、施設の運営に支障を来さないよう、備品の維持管理を適切に行い必要な修繕を速やかに行うこと。
- (2) 県は、募集要項資料9「県貸付物品対象一覧」に記載する備品等について、指定管理者と別途貸付契約を締結し、指定管理者へ無償で貸し付けること。
- (3) 指定管理者は、県の所有に帰属する備品が不用となった場合には、県に返還すること。
- (4) 県が指定管理料による購入を指示した備品及び(3)により備品の数量等に異動があった場合及び県が新たに備品を貸与した場合は、県が提示した備品台帳により整理すること。
- (5) 県が貸与した備品は県の所有に帰属し、指定管理者の判断により購入した備品は指定管理者の所有に帰属するものであること。
※備品とは、性質、形状を変えずに長期間にわたって継続使用に耐える物品及び長期間にわたって保存しようとする物品のうち、取得価格が10万円以上のものをいう。

8 現有リース物件等の引継ぎ

- (1) 指定管理者は、現管理者が教育委員会から契約を引き継ぎ第三者から賃貸等を受けている物件で、契約に残存期間があるものについて、今回に限り当該契約を引き継ぐこと。
- (2) ただし、指定管理者が残存期間の契約を引き継がないことにより発生する違約金等を負担する場合はこの限りではない。

9 修繕

施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）を適正な利用に供するよう日常的に保守点検を行い、施設等の保全に努めること。

また、施設等の損傷又は不具合を発見した場合は、施設等の安全性を確保するために必要な応急処置を行うとともに、発注1件当たり50万円未満の修繕にあつては指定管理者の負担により行い、それ以外の場合は県の負担により行うこと。

修繕する内容については、指定管理者が修繕が必要と判断したもののほか、県が施設の管理上必要と判断したものについても、指定管理者は県の指示により修繕を行うこと。

※ 修繕とは、施設等の劣化若しくは損傷部分又は機器の性能若しくは機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。

10 関係書類の整備

保守管理に当たっては、業務日誌、作業記録などの業務関係書類を作成し、令和16年3月31日まで保管しなければならない。ただし、県が当該書類を受け入れ、又は第三者に引き継ぐことを承認したときは、この限りではない。

11 事故・故障等異常時の措置

施設内において、事故又は故障が発生したときは、教育委員会に報告し、指示を受け必要な措置を講ずるものとする。ただし、緊急を要する場合又は軽微な事故・故障の場合は、指定管理者において必要な措置を講ずるものとする。

【業務内容詳細】

- 別紙1 生涯学習の普及振興に関する事業一覧
- 別紙2 とっとり県民カレッジ講座の企画、運営等に関する業務
- 別紙3 生涯学習情報提供に関する事業一覧
- 別紙4 高校生等の自主学習支援に関する業務
- 別紙5 生涯学習センターの施設整備管理業務一覧
(別紙1の添付資料)
 - 別添1 生涯学習展示コーナー展示要領
- (別紙5の添付資料)
 - 別添2 清掃作業業務仕様書
 - 別添2-1 現状の鳥取県立生涯学習センター清掃作業基準表
 - 別添2-2 鳥取県立生涯学習センター清掃作業基準提案書
 - 別添3 建物環境衛生管理業務仕様書
 - 別添4 警備仕様書

- 別添 5 消防用設備等保守点検仕様書
- 別添 6 エレベータ保守点検仕様書
- 別添 7 ホール吊物保守点検仕様書
- 別添 8 庭園管理仕様書
- 別添 9 電気設備点検仕様書
- 別添 1 0 空気調和機等の保守点検業務仕様書
- 別添 1 1 舞台照明設備保守点検仕様書
- 別添 1 2 冷温水発生機保守点検仕様書
- 別添 1 3 ホール音響設備機器保守点検仕様書
- 別添 1 4 中央監視装置等保守点検仕様書

生涯学習の普及振興に関する業務一覧

| 事業 | 内容 | 対象 | 対応時間 | 備考 |
|------------------------------------|---|---------------------------|--------|--|
| 学習相談 | 生涯学習の振興を図るため、様々な学習相談に応じる。 | 県民 | 開所日は終日 | <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習関係資料の整理 県民学習ネット等の検索 他の機関への問合せ、紹介 相談集計表の作成 |
| 県内生涯学習団体等への支援 | 自主的、定期的に生涯学習を行う団体、グループに対して支援を行う。 | 県内で自主的、定期的に生涯学習を行う団体、グループ | | <p>県東部地域のみではなく、中部、西部で活動する団体等への、以下に記載と同等以上の支援を行うこと (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習センター施設利用に当たっての支援（早期予約受付等） 学びの成果の発表におけるの支援（発表・展示の場、機会の提供） 学習団体等の活動内容についての広報支援 等 |
| 団体交流室の入居団体の支援 | 団体交流室の入居団体の支援を行う。 | 団体交流室の入居団体 | | <ul style="list-style-type: none"> 県民ふれあい会館代表者会議の開催 カラーコピー機有償（実費）使用 輪転機無償使用 その他団体活動支援 |
| 生涯学習展示コーナーの企画・運営（別添1参照） | 公民館等で活動している団体等の作品を展示する生涯学習展示コーナーの企画・運営を行う。 | 公民館等の利用団体（児童・生徒を含む）等 | 開所日は終日 | <ul style="list-style-type: none"> 公民館等で学習実践している団体等の作品展示の企画運営 団体名等の表示 展示作業の協力 |
| ふれあい文庫 | 県民から寄贈を受けた文庫本等を自由に利用していただくため、ふれあい文庫の管理を行う。 | 県民 | 開所日は終日 | <ul style="list-style-type: none"> 文庫本等の整理 本の廃棄 県民が利用しやすい生涯学習資料の補充等 |
| 指定管理者が独自に企画・立案した県民の生涯学習の振興を図るための業務 | <ul style="list-style-type: none"> 県民の生涯学習の振興及び生涯学習センターの利用促進を図るため、指定管理者は独自に企画・立案した自主事業を実施すること。 自主事業は、指定管理者の判断により料金を徴収して実施することができるものとする。 自主事業の実施内容は、あらかじめ事業計画書に提案すること。 自主事業が施設の設置目的、利用者の便益性の向上、業務範囲を逸脱していると県が判断した場合には、中止を指示することがあることに留意すること。 | | | |
| 生涯学習センターの利用促進を図るための業務 | | | | |

とっとり県民カレッジ講座の企画、運営等に関する業務

県の生涯学習振興の中核機関として県民に学習機会の提供を行うこと。それに当たっては、平成27年11月17日鳥取県教育審議会答申「今後の生涯学習振興施策及びとっとり県民カレッジのあり方」の趣旨を尊重し、教育委員会が進める生涯学習振興施策に基づき実施すること。

(1) とっとり県民カレッジ講座の企画、運営に関する業務

とっとり県民カレッジ講座の企画、運営に当たっては、学びを活かすことにつなげられるよう、市町村等と連携し、講義型の講座にとどまらず、現地視察、実践発表、グループワーク等を組み込んだ講座とすること。なお、講座終了後は講座実施の成果・課題をまとめ、教育委員会等関係課所に報告し、次回の講座設定に反映させること。

(業務内容)

- ・テーマ設定
- ・講座構成
- ・講師等の選定、調整
- ・日程調整
- ・会場設定、申込み
- ・講座広報チラシ等の作成、配布
- ・広報（新聞広報、HP掲載等）
- ・受講申込み対応
- ・手話通訳、介助、託児ボランティア等の手配
- ・会場設営、撤収（案内貼り紙、演題の作成等含む）
- ・受講者受付等対応
- ・講師等対応（講師駐車場確保、茶菓・食事準備含む）
- ・講座進行（司会進行、ステージ運営、記録含む）
- ・ライブ配信の実施
- ・受講者アンケートの実施、集計

(2) 高等教育機関と連携した講座の企画等

県内の高等教育機関と連携した講座を設定すること。設定に当たっては、高等教育機関との調整を密に行うこと。なお、講座終了後は講座実施の成果・課題をまとめ、教育委員会、各高等教育機関等関係課所に報告し、次回の講座設定に反映させること。

(業務内容)

- ・高等教育機関との意見交換の場の設定
- ・テーマ設定
- ・講座広報チラシ等の作成、配布
- ・ライブ配信の実施
- ・講座運営の補助（受付補助、会場設営補助等）
- ・各高等教育機関が実施し受講者アンケートの集計結果の提供を受け、各高等教育機関分をとりまとめ、それぞれの機関に還元すること。

(3) 有識者から意見を求める会の設定

講座の企画、運営等に当たっては、教育委員会と連携し、有識者等から意見を求める会を設定し、「受講者の要望」と「社会の要請」のバランスが取れた講座とすること。

生涯学習情報提供に関する業務一覧

県の生涯学習振興の中核機関として、県民に学習情報の提供を行うこと。

(1) 連携講座の登録等

- ・各学習機関が開催する講演会、講座、シンポジウム、イベント、展示などの催しを「連携講座」として登録し、県民に学習情報を提供すること。
- ・登録に当たっては、広く情報を収集し、県民により多くの講座等情報を届けられるようにすること。

(2) 生涯学習情報提供システム「とっとり県民学習ネット」の運用

- ・(1) で登録した連携講座を掲載すること。

(3) 生涯学習情報誌「生涯学習とっとり」の企画・発行

- ・県内の生涯学習情報等を県民に提供するための情報誌を企画、編集、発行すること。
(年6回以上発行し、全県を配布対象とすること。なお、無償配布とすること。)
- ・年代等を問わず幅広い層の県民の興味を引くよう、紙面構成・内容・デザインを工夫することとし、ユニバーサルデザイン及び男女共同参画の理念に配慮すること。
- ・(1) で登録した連携講座を掲載すること。
- ・配架、発送に当たっては、より多くの県民に情報が届くように工夫すること。

(4) SNS等の活用

- 幅広い層の県民に情報を届けるため、講座情報の発信についてはSNS等を活用すること。

高校生等の自主学習支援に関する業務

(1) 概要

将来のふるさと鳥取県を担う高校生等の学びたい意欲や熱意に応え、休日等に自宅や学校外で自主的に学習を行う場の確保について支援する。

(2) 業務の内容

ア 実施期間

1月、2月、11月の土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日に生涯学習センターのロビーの一画に高校生等が自主学習を行うためのスペース（以下「自主学習スペース」という。）を開設すること。ただし、別途ロビーの利用予定が入っている日には実施しない。

イ 開設時間及び定員

自主学習スペースは、午前9時から午後5時まで開設し、机、椅子を配置し、12名以上が利用できるようにすること。

ウ 開設の告知

自主学習スペースを開設することを事前に告知するため、利用可能日を3週間前までに生涯学習センターのホームページに掲載すること。

エ 適正利用の確保

自主学習スペースの開設時間中は、生涯学習センター条例第8条に規定する利用の制限に抵触する者がいないか随時、確認を行い、必要に応じて退去を命ずること。

オ その他

上記アからウの内容を上回る実施も差し支えない。

生涯学習センターの施設設備管理業務一覧

| 業務 | 管理項目 | 業務内容 | 仕様・条件等 | 備考 |
|-----------------|-------------|--|---|----------------------|
| 清掃業務 | 日常清掃 | 範囲：館内、構内 作業内容：ちり払い、床掃除等 | 毎日行う清掃及び必要に応じ常時行う作業 | 清掃作業業務仕様書（別添2参照） |
| | 定期清掃 | 範囲：館内、構内 作業内容：Pタイル、Pシート、石張り、タイル張り、扉、壁、エレベータ、出入口、階段等の清掃 | 1月を単位として月1回又は数回行う清掃作業 | |
| | 特別清掃 | 範囲：館内、構内 作業内容：板張り、天井、窓ガラス、電話機、畳、ひさし、植栽、換気口等の清掃 | 1年を単位として年1回又は数回行う清掃作業 | |
| 建築物環境衛生管理業務(法定) | 空気環境測定 | 測定内容：浮遊粉じん量、一酸化炭素、二酸化炭素、温度、相対湿度、気流 | 測定回数：2ヶ月以内ごとに1回 | 建物環境衛生管理業務仕様書（別添3参照） |
| | 水質・残留塩素測定検査 | 採取場所：末端給水栓 | 水質検査：年2回 残留塩素の測定：週1回 | |
| | 貯水槽清掃 | 貯水槽の清掃 | 年1回 | |
| | 衛生害虫防除 | くん煙法、残留噴霧法、濃厚少量噴霧法のうち、当該施設に合致した適切な方法で実施 | 年3回 | |
| | エアフィルタ清掃 | エアフィルタの清掃 | 年4回 | |
| 警備業務 | 人的整備 | 諸設備・物件等の警備、出入管理、火災・盗難予防、車輛の駐車規制（モニターあり）、職員退所後の鍵の保管、ホール・ロビー等のスイッチの点滅等 | 人員体制：常時1名以上 基準時間：指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て決定する開館時間 なお、平日の午前7時30分から8時30分までは暗証番号による職員専用入口を開錠 | 警備仕様書（別添4参照） |
| | 機械警備 | 火災・盗難の異常状態の感知、事故確知時における関係先への通報・連絡、警備実施事項の報告 | 警備方法：機械警備 警備基準時間：人的警備の基準時間以外の時間 | |
| 施設管理業務 | 建物管理 | 防火管理、生涯学習センター内の電気・機械設備運転 | 毎日 | 防火管理者、電気技師、機械技師 |

| 業務 | 管理項目 | 業務内容 | 仕様・条件等 | 備考 |
|----|-------------------|---|--|----------------------------|
| | 施設環境・設備機器等の稼働状況点検 | 電気、水道、ガス、温湿度、冷温水発生機の稼働状況等を点検し、必要に応じた措置を講じる。 | 毎日 | |
| | 消防用設備等保守点検（法定） | 屋内消火設備、自動火災報知設備、防火設備、非常警報器具及び設備、避難器具、消火器具、誘導灯及び誘導標識の点検・総合点検 | 外観点検及び機能点検：年2回 総合点検：年1回（連結送水管耐圧性能点検：3年に1回） | 消防用設備等保守点検仕様書（別添5参照） |
| | エレベータ保守点検（法定） | エレベータ各部の点検、注油、調整、消耗部品の取替等 | 月2回 年1回定期検査 | エレベータ2基エレベータ保守点検仕様書（別添6参照） |
| | ホール吊物点検（法定） | ホール吊物各装置の点検、調整、修理、注油等 | 年6回 | ホール吊物保守点検仕様書（別添7参照） |
| | 庭園管理 | 植木剪定、施肥（さつき）、殺虫剤散布 | 植木剪定：年3回 施肥：年2回 殺虫剤散布：年3回 | 庭園管理仕様書（別添8参照） |
| | 電気保安（法定） | 監視：配線及び機械器具 月次点検：電気設備 年次点検：受電設備、構内電話路、使用場所の設備、非常用予備電源装置 随時点検：受配電盤、保安装置、高圧機器の絶縁油、非常用予備電源装置等 | 監視：絶縁監視 月次点検：外部点検 年次点検：外部精密点検、絶縁抵抗測定、動作試験、設置抵抗測定 随時点検：計器校正試験、継電器動作特性試験及び遮断装置結合動作試験等 | 電気設備点検仕様書（別添9参照） |
| | 空気調和機保守点検（法定） | 各機器の点検、調整、修理、注油等 | 点検時期：冷房開始前、冷房最盛時、暖房開始前、暖房最盛時 | 空気調和機等の保守点検仕様書（別添10参照） |
| | ホール調光設備保守点検 | ホール舞台照明設備の保守点検整備 | 年2回 | 舞台照明設備保守点検仕様書（別添11参照） |
| | 冷温水発生機保守点検 | 冷温水発生機の保守点検整備 | 点検時期：暖房終了時、冷房開始前、冷房最盛期、冷房終了時、暖房開始前、暖房最盛期 | 冷温水発生機保守点検仕様書（別添12参照） |

| 業務 | 管理項目 | 業務内容 | 仕様・条件等 | 備考 |
|---------|----------------|--|------------------------------------|--------------------------|
| | ホール音響設備保守点検 | ホール音響設備の保守点検整備 | 年1回 | ホール音響設備機器保守点検仕様書(別添13参照) |
| | 中央監視装置保守点検(法定) | 中央監視装置の保守点検整備 | 年2回 | 中央監視装置等保守点検仕様書(別添14参照) |
| | グリストラップ清掃(法定) | グリストラップの汚泥を収集し、産業廃棄物として運搬・処理 | 年3回 | |
| | ホール施設設備操作管理 | 利用者との打合せ、指導助言、設備の日常点検、設備の準備・操作・撤去・管理、保守点検時の立会報告等 | ホール利用時には、必要に応じ技術者を配置し、運営に支障のないよう対応 | 照明、音響、舞台機器の操作に精通する者 |
| | 傷害保険加入 | 入館者傷害保険に加入 | | |
| その他管理業務 | 廃棄物処理 | 事業所廃棄物として廃棄物収集運搬・処理契約を締結 | 可燃物：週4回 不燃物：月1回 | |
| | 電話交換設備貸借 | 電話交換機等の設備を設置 | | |
| | 会計及び給与管理システム | 会計及び給与管理システムのサポート、メンテナンス及び指導 | 随時(必要に応じて実施すること) | |

生涯学習展示コーナー展示要領

1 目的

生涯学習センターの「生涯学習展示コーナー」において、市町村及び公民館等の協力を得て、県民が制作した作品を展示することにより、生涯学習センターを交流の場とする。

2 展示場所

生涯学習センター1階ロビー

展示パネル（90cm×180cm 両面展示可能） 9枚

展示ケース（180cm×50cm） 2台

3 展示物

絵画、ポスター、写真、書、置物及びこれらに類するもの

4 展示期間

原則として10日間とする。

5 展示方法

- (1) 展示を希望する団体は、申込書に所要事項を記載して提出する。
- (2) 展示許可するときは、該当団体に連絡票を送付する。
- (3) 展示許可の連絡を受けた団体は、6を厳守して展示を行う。

6 生涯学習展示コーナー展示条件

- (1) 展示作業を行うときは、連絡票を職員に提示し、指示を受けるとともに、利用時間を厳守すること。
- (2) 展示作業は、利用団体の負担により、展示パネルへの展示作業者を確保すること。
- (3) 展示は、展示パネル（90cm×180cm 両面展示可能 9枚）及び展示ケース（180cm×50cm×60cm 一部2段使用可 2台）を使用することとし、水、糊、釘類等を使用しないこと。
- (4) 展示パネルは、職員の許可なしに移動しないこと。
- (5) 展示作品等の販売はしないこと。
- (6) 利用団体の責に帰すべき理由により生涯学習センターの施設及び設備をき損し、または滅失したときはその損害を弁償すること。

7 広報

ホームページに掲載する等広報を行う。

8 その他

展示に当たって作品等のき損、損失等が発生した場合でも団体は、生涯学習センターに負担を求めないものとする。

清掃作業業務仕様書

本仕様書は、作業の概要を示すもので、本書に記載がないものでも、美観の保持又は建物の管理上必要と認めた軽微な作業は、契約金額の範囲内で指定管理者はこれを行うものとする。

1 作業範囲

生涯学習センターの全館内及び構内（側溝等を含む）

2 清掃業務基準仕様書

(1) 清掃業務概要

ア 日常清掃

毎日行う清掃及び必要に応じ常時行う作業をいう。

イ 定期清掃

1月を単位にして月1回又は数回行う清掃作業をいう。

ウ 特別清掃

1年を単位として年1回又は数回行う清掃作業をいう。

(2) 清掃業務内容

4の清掃作業の留意点に留意しながら業務を行うこと。ただし、著しい汚れが生じた場合、清掃が不十分な場合等は、清掃を実施するものとする。

なお、清掃場所ごとの清掃内容は別添2-1「現状の鳥取県立生涯学習センター清掃作業基準表」を参考にしながら、指定管理者が具体的な清掃内容について別添2-2「鳥取県立生涯学習センター清掃作業基準提案書」により提案を行った内容に従って実施すること。

(3) 使用材料

ア 清掃業務に使用する用具及び資材等は常に整理整頓に努め、人体に有害な薬品等は厳重に管理を行うこと。

イ 清掃業務に使用する清掃用具、洗剤等の資材やトイレトペーパー類の衛生消耗品等は、品質保証（JISマーク商品等）のあるものを、指定管理者の負担で用意すること。

3 作業上の注意

作業に当たっては、次のことに留意すること。

(1) 作業中は、生涯学習センター利用者が快適で安全に施設を利用できるよう細心の注意をもって作業に従事すること。

(2) 作業中に知り得た情報は漏らさないこと。

(3) 鍵の取扱いには十分注意すること。万が一紛失した場合は、鍵の取替等を行い弁償すること。

(4) 建物、工作物、器具、備品等に、損害を与えないこと。

(5) じんあいを飛散させないこと。

(6) 火気には特に留意し、引火性物質は努めて使用しないこと。

(7) 不衛生な処置をとらないこと。

4 清掃作業の留意点

(1) 日常清掃

| 作業項目 | | 作業の留意点等 |
|------|-----------------------|--|
| 1 | 床清掃 | ・床種別に応じた適切な方法により埃、ゴミ、汚れがないようにすること。なお、フロアマットの清掃も行うこと。 |
| 2 | W C（洗面台、鏡、衛生陶器を含む）の清掃 | ・衛生陶器類は適切な方法により見た目に清潔な状態に保つこと。また、臭いが滞留しないよう配慮すること。 ・トイレトーパー等の衛生消耗品は常に補充されている状態を保つこと。 ・洗面台は水あかの付着や汚れが無い状態に保つこと。鏡はシミ、汚れがない状態に保つこと。 |
| 3 | カウンター等拭き掃除 | ・利用者との窓口であるカウンターは拭き掃除により埃、手あか等の汚れが無いよう入念に清潔な状態を保つこと。 |
| 4 | 流し台清掃 | ・事務所、湯沸室及び控室の流し台は、状況に応じて清掃を実施すること。 |
| 5 | 構内清掃 | ・構内通路、車寄せ及び駐車場等で、舗装部分は紙くず等を取り除き、天候あるいは状況により散水又は水洗いすること。その他の部分は、清掃及び除草後、状況に応じ散水すること。 |
| 6 | ゴミ収集 | ・ゴミは所定の場所に収集し、必要な分別を行った上で所定の日に搬出すること。 |

(2) 定期清掃

| 作業項目 | | 作業の留意点等 |
|------|-----------|--|
| 1 | 床清掃 | ・ポリッシャーの使用等、適切な方法で日常清掃より入念な床清掃を行った上で床種別に応じワックス等の保護剤の塗布を実施すること。 |
| 2 | 金属磨き | ・出入口の取手、引き手、階段手すり、蝶番の類で目に見える部分の金具は磨き、つや出しをすること。 |
| 3 | 扉・壁等の清掃 | ・扉、壁、エレベータかご内部、同扉枠及びホールパネル等手あかのついた部分は、適切な方法で清掃を実施すること。 |
| 4 | 高所清掃 | ・天井、壁、窓、網戸、スクリーン、照明器具、時計、ブラインド等、日常手の届かない箇所は、脚立を使用し、清掃を実施すること。 |
| 5 | ガラスクリーニング | ・1階部分のガラス（窓枠・窓台を含む）の内外両面の汚れを落とし、つや出しを行うこと。 |

(3) 特別清掃

| 作業項目 | | 作業の留意点等 |
|------|-----------|--|
| 1 | 床清掃 | ・床種別がカーペットの箇所（リネン控室を除く）については、日常清掃よりも入念にシミや汚れを除去するクリーニングを実施すること。 ・昼は春秋2回わり払いを行った上で、十分な日光消毒をすること。 |
| 2 | ガラスクリーニング | ・全館のガラス（窓枠・窓台を含む）の内外両面の汚れを落とし、つや出しを行うこと。 |
| 3 | 照明器具清掃 | ・照明器具類で取り外しができるものは取り外し、埃や汚れが無いようにすること。 |
| 4 | 網戸清掃 | ・1階の会館事務室及び小研修室（和室1、和室2）の網戸は、入念に清掃すること。 |

| 場所 | 面積 (㎡) 及び床種別 | | | | | | 日常清掃 | | | | | 定期清掃 | | | | | 特別清掃 | | | | |
|------------------|--------------|--------|--------|-------|--------|--------|------|-----|---------|-----------|---------|------|-----|------|---------|------|-----------|--------|-----------|--------|----------|
| | モルタル | Pタイル | カーペット | タイル | 畳 | その他 | 計 | 床清掃 | W C の清掃 | カウンター拭き掃除 | 流し台清掃 | 構内清掃 | 床清掃 | 金属磨き | 扉・壁等の清掃 | 高所清掃 | ガラスクリーニング | 床清掃 | ガラスクリーニング | 照明器具清掃 | 網戸クリーニング |
| | | | | | | | | 全館 | 便所 | 事務所 | 湯沸室・事務所 | 敷地外周 | 全館 | 全館 | 全館 | 全館 | 1階 | カーペット床 | 全館 | 全館 | 1階 |
| 1 階 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 玄関風除室 | | 12.63 | | | | 12.63 | 1/日 | | | | | 1/月 | 1/週 | 1/月 | 1/月 | 1/月 | | 4/年 | 2/年 | | |
| ロビー・エレベーターホール | | 193.09 | | | 4.32 | 197.41 | 1/日 | | | | | 1/月 | 1/週 | 1/月 | 1/月 | 1/月 | | 4/年 | 2/年 | | |
| 階段 (2) | | 49.41 | | | | 49.41 | 1/日 | | | | | 1/月 | | 1/月 | 1/月 | | | | | 2/年 | |
| 廊下 | | 116.56 | | | | 116.56 | 1/日 | | | | | 1/月 | 1/週 | 1/月 | 1/月 | 1/月 | | | | 2/年 | |
| エレベーターかご | | 13.57 | | | | 13.57 | 1/日 | | | | | | 1/週 | 1/月 | 1/月 | | | | | 2/年 | |
| 便所 | | 6.15 | | | | 6.15 | 1/日 | 1/日 | | | | 1/月 | 1/週 | 1/月 | 1/月 | | | | | 2/年 | |
| 会館事務所 | | 51.02 | | | 2.06 | 53.08 | 1/日 | | 1/日 | 1/日 | | 1/月 | 1/週 | 1/月 | 1/月 | 1/月 | | 4/年 | 2/年 | 4/年 | |
| ふれあい文庫 | | 37.96 | | | 2.06 | 40.02 | 1/日 | | | | | 1/月 | 1/週 | 1/月 | 1/月 | 1/月 | | 4/年 | 2/年 | | |
| 軽食コーナー | | 93.35 | | | 2.06 | 95.41 | 1/日 | | | | | 1/月 | | 1/月 | 1/月 | 1/月 | | 4/年 | 2/年 | | |
| 小研修室 (和1.2) | | 4.03 | | | 70.71 | 74.74 | 随時 | | | | | 1/月 | 1/週 | 1/月 | 1/月 | | | 4/年 | 2/年 | 4/年 | |
| 鳥取県人権文化センター会議室 | | 38.50 | | | | 38.50 | 1/日 | | | | | 1/月 | 1/週 | 1/月 | 1/月 | | | 4/年 | 2/年 | | |
| 資料室 1 | | 38.60 | | | | 38.60 | 1/日 | | | | | 1/月 | 1/週 | 1/月 | 1/月 | | | 4/年 | 2/年 | | |
| 廊下 | | 45.16 | | | | 45.16 | 1/日 | | | | | 1/月 | 1/週 | 1/月 | 1/月 | | | 4/年 | 2/年 | | |
| 玄関ホール | | 17.60 | | | | 17.60 | 1/日 | | | | | 1/月 | 1/週 | 1/月 | 1/月 | 1/月 | | 4/年 | 2/年 | | |
| 湯沸室 | | 1.98 | | | | 1.98 | 1/日 | | | 1/日 | | 1/月 | 1/週 | 1/月 | 1/月 | | | | | 2/年 | |
| 便所 | | | | 13.82 | | 13.82 | 1/日 | 1/日 | | | | | 1/週 | 1/月 | 1/月 | | | 4/年 | 2/年 | | |
| リハビリ控室 | | | 5.43 | | | 5.43 | 1/日 | | | | | | 1/週 | 1/月 | 1/月 | | | 4/年 | 2/年 | | |
| 階段 | | 7.19 | | | | 7.19 | 1/日 | | | | | 1/月 | | 1/月 | 1/月 | | | 4/年 | 2/年 | | |
| 客席 | | 129.25 | 258.86 | | | 388.11 | 随時 | | | | | 4/年 | 1/週 | 1/月 | | | 2/年 | | 2/年 | | |
| 舞台 | | | | | 147.38 | 147.38 | 随時 | | | | | | 1/週 | 1/月 | | | | | | | |
| 客席 (障がい者) | | | 12.90 | | | 12.90 | 随時 | | | | | | 1/週 | 1/月 | | | 2/年 | | | | |
| 控室 (1,2) | | | 35.64 | | | 35.64 | 随時 | | | 随時 | | 1/月 | 1/週 | 1/月 | 1/月 | | 2/年 | 4/年 | 2/年 | | |
| 搬入口 | | 13.30 | | | | 13.30 | 随時 | | | | | 1/月 | 1/週 | 1/月 | 1/月 | | | | | 2/年 | |
| 便所 | | | | 38.13 | | 38.13 | 1/日 | 1/日 | | | | | 1/週 | 1/月 | 1/月 | | | 4/年 | 2/年 | | |
| 便所 (中 2 階) | | 32.46 | | | | 32.46 | 1/日 | 1/日 | | | | 4/年 | 1/週 | 1/月 | 1/月 | | | 4/年 | 2/年 | | |
| ホワイエ | | 94.00 | | | | 94.00 | 1/日 | | | | | 1/月 | 1/週 | 1/月 | 1/月 | 1/月 | | 4/年 | 2/年 | | |
| 〃 (中 2 階) | | | 82.06 | | | 82.06 | 随時 | | | | | | 1/週 | 1/月 | 1/月 | | 2/年 | | 2/年 | | |
| 廊下 | | 23.04 | | | | 23.04 | 随時 | | | | | 1/月 | 1/週 | 1/月 | 1/月 | | | | | 2/年 | |
| 2 階 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| エレベーターホール | | 28.50 | | | | 28.50 | 1/日 | | | | | 1/月 | 1/週 | 1/月 | 1/月 | | | 4/年 | 2/年 | | |
| 階段 (2) | | 44.08 | | | | 44.08 | 1/日 | | | | | 1/月 | | 1/月 | 1/月 | | | | | 2/年 | |
| 廊下 | | 126.08 | | | | 126.08 | 1/日 | | | | | 1/月 | 1/週 | 1/月 | 1/月 | | | 4/年 | 2/年 | | |
| 便所 | | | | 25.53 | | 25.53 | 1/日 | 1/日 | | | | | 1/週 | 1/月 | 1/月 | | | | | 2/年 | |
| 湯沸 | | 3.12 | | | | 3.12 | 1/日 | | | 1/日 | | 1/月 | 1/週 | 1/月 | 1/月 | | | | | 2/年 | |
| 館長室 | | | 35.91 | | | 36.94 | 1/日 | | | | | | | 1/月 | 1/月 | | 2/年 | 4/年 | 2/年 | | |
| 中研修室 (4) | | | | | 71.82 | 71.82 | 随時 | | | | | | 1/週 | 1/月 | 1/月 | | 2/年 | 4/年 | 2/年 | | |
| 中研修室 (5) | | | | | 71.82 | 71.82 | 随時 | | | | | | 1/週 | 1/月 | 1/月 | | 2/年 | 4/年 | 2/年 | | |
| 小研修室 (4) | | 35.91 | | | | 35.91 | 随時 | | | | | 1/月 | 1/週 | 1/月 | 1/月 | | | 4/年 | 2/年 | | |
| 鳥取県立人権ひろば 2.1 | | 164.85 | | | | 164.85 | 1/日 | | | | | 1/月 | 1/週 | 1/月 | 1/月 | | | 4/年 | 2/年 | | |
| 湯沸 | | 1.98 | | | | 1.98 | 1/日 | | | 1/日 | | 1/月 | 1/週 | 1/月 | 1/月 | | | | | 2/年 | |
| 便所 | | | | 9.45 | | 9.45 | 1/日 | 1/日 | | | | | 1/週 | 1/月 | 1/月 | | | 4/年 | 2/年 | | |
| 印刷室 | | 5.60 | | | | 5.60 | 1/日 | | | | | | 1/週 | 1/月 | 1/月 | | | 4/年 | | | |
| 階段 | | 16.57 | | | | 16.57 | 1/日 | | | | | 1/月 | | 1/月 | 1/月 | | | 4/年 | 2/年 | | |
| 廊下 | | 32.01 | | | | 32.01 | 1/日 | | | | | 1/月 | 1/週 | 1/月 | 1/月 | | | 4/年 | 2/年 | | |
| ホール棟中 3 階 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 映写室 | | 37.38 | | | | 37.38 | 1/月 | | | | | 4/年 | 1/週 | 1/月 | 1/月 | | | 4/年 | 2/年 | | |
| 調光室 | | | 19.26 | | | 19.26 | 1/月 | | | | | | 1/週 | 1/月 | 1/月 | | 2/年 | 4/年 | 2/年 | | |
| 音響室 | | | 19.29 | | | 19.29 | 1/月 | | | | | | 1/週 | 1/月 | 1/月 | | 2/年 | 4/年 | 2/年 | | |
| 廊下 | | 9.35 | | | | 9.35 | 1/月 | | | | | | 1/週 | 1/月 | 1/月 | | | 4/年 | 2/年 | | |
| 3 階 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 編集会議室 | | 35.91 | | | | 35.91 | 1/日 | | | | | 1/月 | 1/週 | 1/月 | 1/月 | | | 4/年 | 2/年 | | |
| 団体交流室 1 | | 143.64 | | | | 143.64 | 1/日 | | | | | 1/月 | 1/週 | 1/月 | 1/月 | | | 4/年 | 2/年 | | |
| 団体交流室 2 | | 35.91 | | | | 35.91 | 1/日 | | | | | 1/月 | 1/週 | 1/月 | 1/月 | | | 4/年 | 2/年 | | |
| 団体交流室 3 | | | 35.91 | | | 35.91 | 1/日 | | | | | | 1/週 | 1/月 | 1/月 | | 2/年 | 4/年 | 2/年 | | |
| 団体交流室 4 | | | 119.28 | | | 119.28 | 1/日 | | | | | | 1/週 | 1/月 | 1/月 | | 2/年 | 4/年 | 2/年 | | |
| 団体交流室 5 | | | 19.46 | | | 19.46 | 1/日 | | | | | | 1/週 | 1/月 | 1/月 | | 2/年 | 4/年 | 2/年 | | |

現状の鳥取県立生涯学習センター清掃作業基準表

| 場所 | 面積 (㎡) 及び床種別 | | | | | | 日常清掃 | | | | | 定期清掃 | | | | 特別清掃 | | | | | |
|----------------|--------------|--------|--------|-------|--------|--------|------|-----|--------|-----------|---------|------|-----|------|---------|------|-----------|--------|-----------|--------|----------|
| | モルタル | Pタイル | カーペット | タイル | 畳 | その他 | 計 | 床清掃 | W Cの清掃 | カウンター拭き掃除 | 流し台清掃 | 構内清掃 | 床清掃 | 金属磨き | 扉・壁等の清掃 | 高所清掃 | ガラスクリーニング | 床清掃 | ガラスクリーニング | 照明器具清掃 | 網戸クリーニング |
| | | | | | | | | 全館 | 便所 | 事務所 | 湯沸室・事務所 | 敷地外周 | 全館 | 全館 | 全館 | 全館 | 1階 | カーペット床 | 全館 | 全館 | 1階 |
| 4階 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中研修室 (1~3) | | 161.61 | | | | 161.61 | 随時 | | | | | 1/月 | 1/週 | 1/月 | 1/月 | | | 4/年 | 2/年 | | |
| 小研修室 (1~3) | | 107.73 | | | | 107.73 | 随時 | | | | | 1/月 | 1/週 | 1/月 | 1/月 | | | 4/年 | 2/年 | | |
| 大研修室 | | 89.78 | | | | 89.78 | 随時 | | | | | 1/月 | 1/週 | 1/月 | 1/月 | | | 4/年 | 2/年 | | |
| 倉庫 | | 17.96 | | | | 17.96 | 1/日 | | | | | | 1/週 | | | | | 4/年 | 2/年 | | |
| 談話コーナー・救護室 | | 35.91 | | | | 35.91 | 1/日 | | | | | 1/月 | 1/週 | 1/月 | 1/月 | | | 4/年 | 2/年 | | |
| 湯沸 | | 3.22 | | | | 3.22 | 1/日 | | | 1/日 | | 1/月 | 1/週 | 1/月 | 1/月 | | | | | 2/年 | |
| エレベーターホール | | 28.64 | | | | 28.64 | 1/日 | | | | | 1/月 | 1/週 | 1/月 | 1/月 | | | 4/年 | 2/年 | | |
| 廊下 | | 81.73 | | | | 81.73 | 1/日 | | | | | 1/月 | 1/週 | 1/月 | 1/月 | | | 4/年 | 2/年 | | |
| 便所 | | | | 25.42 | | 25.42 | 1/日 | 1/日 | | | | | 1/週 | 1/月 | 1/月 | | | | | 2/年 | |
| 階段 | | 44.40 | | | | 44.40 | 1/日 | | | | | 1/月 | | 1/月 | 1/月 | | | | | 2/年 | |
| 5階 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 講義室 | | | | | 196.05 | 196.05 | 随時 | | | | | | 1/週 | 1/月 | 1/月 | | | 2/年 | 4/年 | 2/年 | |
| 調整室 | | 83.75 | | | | 83.75 | 随時 | | | | | | 1/週 | 1/月 | 1/月 | | | 4/年 | 2/年 | | |
| 中研修室 (音楽室) | | | 71.82 | | | 71.82 | 1/日 | | | | | | 1/週 | 1/月 | 1/月 | | | 2/年 | 4/年 | 2/年 | |
| パソコン研修室 | | | 53.87 | | | 53.87 | 随時 | | | | | | 1/週 | 1/月 | 1/月 | | | 2/年 | 4/年 | 2/年 | |
| エレベーターホール | | | 34.77 | | | 34.77 | 1/日 | | | | | | 1/週 | 1/月 | 1/月 | | | 2/年 | 4/年 | 2/年 | |
| 廊下 | | | 102.82 | | | 102.82 | 1/日 | | | | | | 1/週 | 1/月 | 1/月 | | | 2/年 | 4/年 | 2/年 | |
| 階段 (2) | | 44.40 | | | | 44.40 | 1/日 | | | | | 1/月 | | 1/月 | 1/月 | | | 4/年 | | | |
| 湯沸 | | 3.22 | | | | 3.22 | 1/日 | | | 1/日 | | 1/月 | 1/週 | 1/月 | 1/月 | | | | | 2/年 | |
| 便所 | | | | 29.79 | | 29.79 | 1/日 | 1/日 | | | | | 1/週 | 1/月 | 1/月 | | | | | 2/年 | |
| 6階 (塔屋) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 階段 (2) | 24.12 | | | | | 24.12 | 1/月 | | | | | | | | | | | | 4/年 | | |
| 東西機械室 | 137.46 | | | | | 137.46 | 1/月 | | | | | | | | 1/月 | | | 4/年 | | | |
| 地階 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 階段 (2) | | 16.12 | | | | 16.12 | 1/月 | | | | | | | | | | | | 4/年 | | |
| 受水槽回りドライエリア | | | | | | | 3/週 | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 構内 | | | | | | | | | | | 1/日 | | | | | | | | | | |
| 自転車置き場 | | | | | | | | | | | 1/月 | | | | | | | | | | |

注) 表中の「随時」とは、利用の状況に応じて部屋等の利用後に適宜、清掃を実施することをいう。

<参考> 鳥取県立生涯学習センターのガラス面積

| 箇所 | 面積 | 備考 |
|---------------|---------|---------------|
| 1階玄関ロビー | 133.25㎡ | |
| 1階食堂間仕切り | 39.37㎡ | |
| 3階間仕切り | 32.54㎡ | |
| 外回りガラス (1~5階) | 325.91㎡ | |
| 面積計 | 531.07㎡ | うち回転2重窓234.1㎡ |

建物環境衛生管理業務仕様書

この仕様書は、作業の大要を示すものであり、現場の実情に応じ軽微な事項は本書に記載しない事項であっても、建物の管理上必要と認めた作業は行うものとする。なお、作業に当たっては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）及び関連規程並びに本仕様書に基づき建物の衛生環境を常に最良の状態に保つものとする。

1 空気環境等測定作業

建物の衛生環境維持の状況を確認するとともに、常時安全かつ衛生的環境を維持することを目的とする。

- (1) 測定回数 2ヶ月以内ごとに1回、(3)の測定箇所を1日2回測定
- (2) 測定内容 浮遊粉じん量、一酸化炭素、二酸化炭素、温度、相対湿度、気流
- (3) 測定箇所
 - 1階 ロビー、大ホール
 - 2階 鳥取県立人権ひろば21
 - 3階 団体交流室
 - 4階 談話コーナー
 - 5階 講義室前廊下
- (4) 測定器具 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）に定める機能を備えた器具を使用すること。

2 飲料水の管理業務

建物の環境維持の状況を確認するとともに、常時安全かつ衛生的給水を行うことを目的とする。

(1) 残留塩素の測定

ア 作業回数

週1回

イ 測定箇所（2箇所）

末端給水栓

(2) 水質検査

年2回

(3) 貯水槽の清掃

ア 概要

水道法（昭和32年法律第177号）等の関連法規に基づき施設の環境衛生維持の状況を確認するとともに、安全かつ衛生的給水を行うため清掃を行う。

イ 実施回数

年1回

ウ 対象設備

| 種類 | 容量 | 数量 |
|------|---------|----|
| 受水槽 | 50,000l | 1基 |
| 高架水槽 | 15,000l | 1基 |

3 衛生害虫防除作業

(1) 概要

ネズミ、ゴキブリ等の害虫を駆除するため噴霧処理等の作業を実施する。

(2) 実施回数

年3回

(3) 防除対象範囲

施設内延べ4312.76㎡

4 エアフィルタ清掃作業

(1) 概要

空気調和機及びファンコイルユニット等に付属しているエアフィルタをクリーニングすることで機能を常に適正に維持するとともに、機器の運転効率を高める。

(2) 実施回数

年4回

(3) 対象設備

ア ファンコイルユニットフィルタ枚数

| | FCU-300 (1枚) | FCU-400 (1枚) | FCU-600 (2枚) | FCU-800 (2枚) | 計 |
|-----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----|
| 5階 | | | | 4 | 4 |
| 4階 | 17 | 5 | | | 22 |
| 3階 | 22 | | | | 22 |
| 中3階 | | | | 6 | 6 |
| 2階 | 11 | | 6 | 8 | 25 |
| 1階 | | 2 | 22 | | 24 |
| 計 | 50 | 7 | 28 | 18 | 103 |

イ 空調機フィルタ枚数

| | 空調機 | 名称 | 枚数 | 備考 |
|------|-------|---------|----|---------|
| AC-1 | 大ホール系 | フィレドン | 8 | S55.4 |
| AC-2 | ロビー系 | フィレドン | 10 | S55.4 |
| AC-3 | 講義室 | フィレドン | 6 | S55.4 |
| AC-4 | スタジオ系 | プレフィルター | 8 | H24.3改修 |
| AC-5 | 外気処理系 | プレフィルター | 8 | H24.3改修 |
| AC-6 | 舞台系 | フィレドン | 9 | S55.4 |
| 計 | | | 49 | |

※フィルタ枚数 $103 + 49 = 152$ 枚

(4) 具体の作業内容

ア 機器より取り外す

イ 予備交換フィルタ取り付け

ウ 中性洗剤にてクリーニング

エ 乾燥

オ 会館倉庫へ格納

(5) 作業上の留意事項

ア 機器にフィルタを取り付ける際、風向きを考え逆向きにしないこと。

イ 作業終了後に完了届を作成し、提出すること。

5 その他

1 から 4 までの業務については、必要に応じて関連法規に定められた資格等を有する者等に行わせるものとし、必要な報告等をまとめ、関連法規に定める期間、保管すること。

またこれらの業務を外部に委託するときは、実施時期、作業手順など綿密な打ち合わせの上、実施するものとし、実施後は必要な報告を受託者から受けること。

警備仕様書

1 警備対象

- (1) 所在地 鳥取市扇町 2 1 番地
- (2) 対象物 鳥取県立生涯学習センター（県民ふれあい会館）

2 目的

1 の警備対象内の財産の保護に当たり、業務の円滑なる運営に寄与する。

3 任務

- (1) 火災・盗難の異常状態の感知
- (2) 事故確知時における関係先への通報・連絡
- (3) 警備実施事項の報告
- (4) ワックスがけの日の警備セット作業

4 警備方法

機械警備とする。

5 警備基準時間

指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て決定する開館時間以外の時間

6 警備実施時間

5 の警備基準時間内において、警備対象が無人の状態になり、警報装置警備開始の信号を受けたときに警備を開始し、警報装置警備解除の信号を受けたときに警備を終了する。

7 警備仕様

- (1) 警報装置
警備対象で発生した異常事態をガードセンターへ自動的に通報する。
- (2) ガードセンター
警報受信装置を常時監視するとともに、指定管理者の定める警備担当者との連絡を保持する。
- (3) 警備隊
ガードセンターと連絡を保持し、警備対象の異常事態に備える。

8 異常事態発生時における処置

- (1) 警報受信装置により警備対象に異常事態が発生したことを確知したとき、警備担当者を速やかに急行させ、異常事態を確認するとともに事態の拡大防止にあたる。
- (2) 警備対象に到着した警備対象者は異常事態を確認後、指定管理者があらかじめ定めた緊急連絡先及びガードセンターへその状況を連絡するとともに、必要に応じてその他の関係先へ通報する。

9 事故報告

事故又は故障等異常が発生したときは、速やかに電話もしくは口頭で教育委員会に報告し、指示を受け、必要な措置を講ずるものとする。ただし、緊急を要する場合又は軽微な事故・故障の場合は、指定管理者において必要な措置を講ずるとともに、後に書面をもって報告する。

10 警報装置の保守点検

設置された警報装置の機能については、適宜保守点検を行う。

消防用設備等保守点検仕様書

1 目的

消防法（昭和23年法律第186号）及び関連法規の規定に基づき、生涯学習センターの消防用設備等の希望を常に適正に維持するとともに、機器の寿命の延長、機器の故障を未然に防止する。

2 保守点検時期

(1) 保守点検時期

ア 機器点検

6月及び10月頃

イ 総合点検

10月頃

ウ 連結送水管耐圧試験（3年ごとに1回）

6月頃

(2) 点検実施予定時期

6月に機器点検と連結送水管耐圧試験で1日間、10月に機器点検と総合点検で1日間。

3 保守点検対象設備

(1) 屋内消火栓設備

ア ポンプ (株)極東機械製作所 型式：MF-65-IV-2

イ 電動機 (株)三菱 型式：SB-E

ウ 貯水槽 地下タンク（12m³）

エ 屋内消火栓箱 埋め込み型1号消火栓×13箇所
(ホース15m×28本、ノズル径13mm)

(2) 自動火災報知設備

ア 受信機 能美防災(株)

型名：FCS188S

種別：P型1級受信機（蓄積型）

型式番号：受第9～122～1号

型式：交流100V、外部配線抵抗50Ω、公称蓄積時間60秒

回線数：60（防排煙連動回線30）

煙感知器接続数：30個／1回線

使用温度範囲：0℃～40℃

電源：AC100V、50／60Hz

製造年：2013年

製造番号：6348

(3) 防排煙制御設備

- ア 受信機 能美防災(株)
型式：受第45～24～7号(複合盤) FCP-174
自立型P型1級 19/20回線
- イ 感知器 煙感知器 33個、定温式スポット型1個
- ウ 連動機器 防火扉 15個
防火ダンパー 19個
垂れ壁 3個

(4) 非常警報器具及び設備

- ア 操作部・複合装置 松下通信工業(株) 型式：WL7550A
- イ 増幅部 松下通信工業(株) 型式：WUP52

(5) 避難器具

- ア 救助袋 上田消防建設(株)
3階印刷室 製造番号12954 S54.10月製造 長さ：11.8m
4階談話コーナー 垂直型救助袋スーパーエースS-1-R (H=11,465、
L=11,250)
型式認定番号 ふV-00203号 H25.10月製造
5階パソコン研修室 製造番号12956 S54.10月製造 長さ：20.6m

(6) 消火器具

- 粉末ABC-10 加圧式 43本

(7) 誘導灯設備

- ア 誘導灯
C級 LED 13台
B級BL LED 21台
B級BH LED 9台
A級 LED 4台
客席用 LED 30台
- イ 誘導灯用信号装置 松下電工(株) 型式：FF90054 (1回路用)

(8) 排煙設備

- ア 排煙機 松下精工(株)
型式：EV-20TBA. 125 m³/min. 15mm/Ag×4.650 m³/min. 85mm/Ag

(9) 連結送水管

- ア 送水口
北側外壁喫茶入口横、双口×1
- イ 放水口
3階～5階東消火栓箱内各1個、65A差込式
- ウ 格納箱
6階東 1個

4 保守点検作業内容

(1) 一般事項

ア 本業務は、消防法（昭和23年法律第186号）、同法施行令（昭和36年政令第37号）、同法施行規則（昭和36年自治省令第6号）及びこれに基づく告示等の定めるところにより実施すること。

イ 点検を行うに当たっては、関係者と十分協議して支障等の起らぬよう行うとともに、当該点検に係る設備の概要状況等を十分把握すること。

（2）点検方法

点検は「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式（昭和50年消防庁告示第14号）」、「消防法施行規則の規定に基づき消防用設備又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式（平成16年消防庁告示第9号）」及び「消防用設備等の点検要領の全部改正について（平成14年6月11日付消防予第172号）」等に定めるところにより適正に行い、必要に応じ、保守、修理その他の措置を講じるものとする。

（3）その他

消防設備点検は有資格者に点検させるものとし、次の点検を行い、点検完了後には点検結果報告書（具申事項付記）を作成し提出する。また、年2回の消防訓練を行うこと。

ア 機器点検

消防用設備等の機器の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項を確認すること。

イ 総合点検

消防用設備等の全部または一部を動作させ、又は当該消防用設備等を使用することにより当該消防用設備等の総合的な機能を確認すること。

ウ 連結送水管耐圧試験

支障なく消火活動ができるように、配管の誤接続・漏水・バルブのゆるみ・離脱・損傷等がないかを、確認すること。

エ 連動機器

感知器を作動させ問題なく連動し動作するのを確認すること。また、問題なく復旧すること。

5 保守点検の内容

（1）屋内消火栓設備の機器、総合点検

ア 水源

イ 加圧送水装置 ポンプ方式

- ・電動機の制御装置
- ・起動装置
- ・電動機
- ・ポンプ
- ・呼水装置
- ・性能試験装置

ウ 配管等

エ 屋内消火栓箱等

オ 耐震装置

- (2) 自動火災報知設備の機器、総合点検
 - ア 予備電源・非常電源（内蔵型）
 - イ 受信機・中継機
 - ウ 感知器
 - エ 発信機
 - オ 音響装置
 - カ 総合点検
- (3) 非常警報器具及び設備の機器、総合点検
 - ア 非常電源（内蔵ニッカド24V 3.5AH）
 - イ 放送設備
 - ウ 音響装置・スピーカーの音圧
 - エ 総合作動
- (4) 避難器具（救助袋）の機器、総合点検
 - ア 周囲の状況
 - イ 標識
 - ウ 器具本体・救助袋
 - エ 取付具・支持部
 - オ 格納状況
 - カ 総合点検
- (5) 消火器具の機器点検
 - ア 設置状況
 - イ 表示・標識
 - ウ 消火器の外形
 - エ 消火器の内部等・機能
 - オ 消火器の耐圧性能
- (6) 誘導灯及び誘導標識点検
 - ア 外箱・表示面
 - イ 非常電源（内蔵型）
 - ウ 光源
 - エ 点検スイッチ
 - オ ヒューズ類
 - カ 結線接続
 - キ 信号装置等
- (7) 配線点検表
 - ア 専用回路
 - イ 開閉器、遮断器
 - ウ 絶縁抵抗
 - エ 耐熱保護
- (8) 排煙設備の機器、総合点検
 - ア 防火区画壁
 - イ 排煙口・給気口

- ウ 風道
- エ 電動機の制御装置
- オ 手動式起動装置
- カ 排煙機・給気機
- キ 排煙出口
- ク 総合点検

(9) 防排煙制御設備点検表

- ア 予備電源・非常電源（内蔵型）
- イ 連動制御器・連動中継器
- ウ 自動起動装置
- エ 自動開錠装置
- オ 音響装置
- カ 機能点検
- キ 総合点検

(10) 連結送水管の外観、耐圧試験

- ア 放水口
- イ 放水用器具格納箱等
- ウ 配管等
- エ その他

耐圧試験については、配管全体耐圧試験を行う。

エレベータ保守点検仕様書

1 目的

エレベータにおける事故や故障を未然に防止するとともに、機器の寿命の延長を図る。

2 点検時期

点検回数 月2回（年24回）

ただし、年1回品質定期検査を行うものとする。

3 保守点検対象設備

(1) 三菱電機株式会社製 交流可変電圧可変周波数制御方式×2機

ア 1号機仕様（車いす・視覚障がい者仕様）

| | |
|-------|---|
| 耐荷重 | 1000kg（15名） |
| 速度等 | 4.5m/min 5stops 1台 |
| 巻上電動機 | 9.5kw（インバーターモーター） |
| ロープ | （径）12m/m×6本 |
| 出入口 | 二枚扉中央開き、1方向出入り （巾）900m/m×（高さ）2100m/m |
| かご外寸 | （間口）1700m/m×（奥行）1706m/m |
| かご内 | （奥行）1500m/m×（巾）1600m/m |

イ 2号機仕様

| | |
|-------|---|
| 耐荷重 | 750kg（11名）、 |
| 速度等 | 4.5m/min 5stops 1台 |
| 巻上電動機 | 7.5kw（インバーターモーター） |
| ロープ | （径）12m/m×4本 |
| 出入口 | 二枚扉中央開き、1方向出入り （巾）800m/m×（高さ）2100m/m |
| かご外寸 | （間口）1462m/m×（奥行）1540m/m |
| かご内 | （奥行）1350m/m×（巾）1400m/m |

(2) 付加仕様

ア 管制運転

- ・地震時管制運転（P波）
- ・停電時自動着床装置

イ 付加機能

- ・戸開走行保護装置
- ・マルチビームアンドセンサー

4 保守点検の内容

(1) 制御駆動装置

- ア 制御盤
- イ 巻上機（ロープ式）
- ウ 電磁ブレーキ（ロープ式）
- エ 調速機
- オ その他関連機器

(2) 昇降路

- ア 上・下部リミットスイッチ
- イ レール
- ウ 非常止め装置
- エ ロープ
- オ ピット
- カ その他関連機器

(3) かが室

- ア かが運行状態
- イ かが上機器
- ウ 戸の開閉
- エ 照明・停電灯
- オ 位置表示器
- カ 外部連絡装置
- キ 押ボタン
- ク かが室意匠
- ケ その他関連機器

(4) 乗場

- ア 戸の開閉
- イ 戸のインターロック
- ウ 位置表示器
- エ 押ボタン
- オ 乗場意匠
- カ その他関連機器

(5) 付加装置他

- ア 地震時管制運転装置（E E R）
- イ 停電時自動着床装置（M E L D）
- ウ 火災時管制運転装置（F E R）

5 定期検査対象設備（年1回）

- (1) 機械室
- (2) 共通
- (3) かが室
- (4) かが上

- (5) 乗り場
- (6) ピット
- (7) 付加装置等

6 定期検査の内容

(1) 機械室

- ア 機械室への通路及び出入口の戸
- イ 機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等
- ウ 機械室の床の貫通部
- エ 救出装置
- オ 受電盤及び制御器
 - ・開閉器及び遮断機
 - ・接触器、継電器及び運転制御用基板
 - ・ヒューズ
 - ・絶縁
 - ・電源回路
 - ・電動機主回路
 - ・制御回路
 - ・信号回路
 - ・照明回路
 - ・接地
- カ 巻上機
 - ・減速歯車
 - ・綱車
 - ・軸受
 - ・ブレーキ（保持・制御力）
 - ・パッドの厚さ
 - ・ブレーキプランジャーストローク（コイルギャップ）
- キ そらせ車
- ク 電動機
- ケ 駆動装置等の耐震対策
- コ 速度（定格速度、上昇、下降）

(2) 共通

- ア かご側調速機
 - ・過速スイッチの作動速度、キャッチの作動速度
- イ 主索（ロープ）
 - ・直径（摩耗部分、未摩耗部分）
 - ・摩耗足
 - ・素線切れ
 - ・断面積の割合
 - ・谷部が赤さび色に見える部分の径

- ウ 主索（ロープ）の張り
- エ 主索（ロープ）及び調速機ロープの取付部
- オ はかり装置
- カ 戸開走行保護装置
 - ・制動距離
 - ・エプロンの長さ
 - ・UCMP（型名：MPR-111B）
- キ 地震時等管制運転装置（平成20年国土交通省告示第1536号に準拠）

(3) かが室

- ア かがの壁又は囲い、天井及び床
- イ かがの戸及び敷居
- ウ かがの戸のスイッチ
- エ 床合わせ補正装置及び着床装置
- オ かが操作盤及び表示器
- カ 外部への連絡装置
- キ かが内の停止スイッチ
- ク 用途・積載量及び最大定員の標識
- ケ かがの照明装置
- コ 停電灯装置
- サ かがの床先

(4) かが上

- ア かが上の停止スイッチ
- イ 上部ファイナルリミットスイッチ及びリミット（強制停止）スイッチ
- ウ 調速機ロープ（かが側）
 - ・直径
 - ・摩耗部分
 - ・摩耗足
 - ・素線切れ
 - ・谷部が赤さび色に見える部分
- エ かがの非常救出口
- オ かがのガイドシュー（型名：LUB-121K）
 - ・上部
 - ・下部
- カ ガイドレール及びレールブラケット
- キ 施錠装置
- ク 昇降路における壁又は囲い
- ケ 乗場の戸及び敷居
- コ 昇降路内の耐震対策
- サ 移動ケーブル及び取付部
- シ 釣合おもりの各部（LUS-121W）
 - ・上部

・下部

ス かの戸の開閉機構

セ かの枠

(5) 乗り場

ア 押しボタン等及び表示器

イ 非常解錠装置

(6) ピット

ア 下部ファイナルリミットスイッチ及びリミット（強制停止）スイッチ

イ 緩衝器又は緩衝材

ウ 張り車

・底部すき間

エ ピット床

オ かご非常止め装置

・形式（早ぎき式）

・作動距離（左、右）

・水平度%（良・否）

・BG寸法

カ 釣合おもり底部すき間

・緩衝器形式（ばね式）

・測定

キ 移動ケーブル及び取付部

ク ピット内の耐震対策

ケ かの枠

(7) 付加装置等

ア 地震時管制運転装置（EER）

イ 火災時管制運転装置

ウ 停電時自動着床装置

エ 機械室運転装置

7 点検結果の記録

点検完了後、点検結果の記録を保存すること。

ホール吊物保守点検仕様書

1 目的

ホール上の安全を期すとともに、機器等の寿命を保つためホール吊物全般（照明、音響を除く。）の保守点検、修理、部品の取り替え等を行う。

2 点検回数及び時期

(1) 点検回数

年 6 回

(2) 点検時期

利用者状況を考慮の上、指定管理者が決定する。

3 点検設備及び内容

次の設備点検を行い、結果を報告すること。

(1) 電動吊物装置

ア 緞帳

(ア) 仕様等

- ・ワイヤートラクション式
- ・ 6 点吊り
- ・動力 2. 2kw
- ・カウンターウェイト 500kg

(イ) 点検項目等

- ・モーター、マシン、ブレーキ、Vベルト、滑車、ワイヤーロープ、ワイヤーエンド、吊りパイプ、カウンターウェイト、リミットスイッチ、操作盤、制御盤

イ 定形絞り緞帳

(ア) 仕様等

- ・(W) 15, 500×(H) 10, 000mm
- ・ワイヤートラクション式
- ・ 1 1 点吊り
- ・動力 1. 5kw

(イ) 点検項目

- ・モーター、マシン、ブレーキ、Vベルト、滑車、ワイヤーロープ、ワイヤーエンド、吊りパイプ（後吊）、カウンターウェイト、リミットスイッチ、操作盤、制御盤

ウ 天反前吊り

(ア) 仕様等

- ・ワイヤートラクション式
- ・ 6 点吊り
- ・動力 2. 2kw
- ・カウンターウェイト 1, 600kg

(イ) 点検項目

- ・モーター、マシン、ブレーキ、Vベルト、滑車、ワイヤーロープ、ワイヤーエンド、吊りパイプ、カウンターウェイト、リミットスイッチ、操作盤、制御盤

エ スクリーン

(ア) 仕様等

- ・(W) 9, 200×(H) 3, 600mm
- ・ワイヤートラクション式
- ・ 6 点吊り
- ・動力 1. 5kw
- ・カウンターウェイト 400kg

(イ) 点検項目

- ・モーター、マシン、ブレーキ、Vベルト、滑車、ワイヤーロープ、ワイヤーエンド、カウンターウェイト、リミットスイッチ、操作盤、制御盤

オ カットマスク

(ア) 仕様等

- ・(W) 6, 000 × (H) 5, 000 mm × 2
- ・電動開閉式
- ・動力 0.2 kw

(イ) 点検項目

- ・モーター、マシン、巻き取りドラム、滑車、ワイヤーロープ、ワイヤーエンド、ガイドレール、ランナー函レール、リミットスイッチ、操作盤、制御盤

(2) 手動吊物装置その1

次の設備に係る滑車、ワイヤーロープ、ワイヤーエンド、吊りパイプ、ロープロック装置、カウンターウェイト、綿ロープ、麻ロープについて点検し、結果を報告すること。

ア ボーダーライト

- ・カウンターウェイトバランス式
- ・6点吊り
- ・カウンターウェイト 200 kg

イ サスペンションライト

- ・カウンターウェイトバランス式
- ・6点吊り
- ・カウンターウェイト 400 kg

ウ ホリゾンライト

- ・カウンターウェイトバランス式
- ・6点吊り
- ・カウンターウェイト 400 kg

エ バトン1・2・3

- ・カウンターウェイトバランス式
- ・6点吊り
- ・カウンターウェイト 200 kg

(3) 手動吊物装置その2

次の設備に係る滑車、綿ロープ、麻ロープ、ランナー函レールについて点検し、結果を報告すること。

ア 引割幕

- ・(W) 8, 300 × (H) 6, 000 mm × 2

イ バック幕

- ・(W) 8, 300 × (H) 6, 000 mm × 2

ウ 袖幕

- ・(W) 2, 000 × (H) 6, 000 mm × 2

(4) 手動吊物装置その3

次の設備に係るワイヤーロープ、ワイヤーエンド、吊りパイプについて点検し、結果を報告すること。

ア ダメ黒1

- ・(W) 1, 000 × (H) 6, 000 mm × 2

イ ダメ黒2

- ・(W) 1, 000 × (H) 6, 000 mm × 2

ウ ダメ黒3

- ・(W) 1, 500 × (H) 6, 000 mm × 2

エ カスミ1・2・3

- ・(W) 15, 000 × (H) 2, 500 mm

オ ホリゾン幕

- ・(W) 8, 000 × (H) 6, 000 mm

(5) 操作盤・制御盤

次の設備について点検し、結果を報告すること。

- ア 電磁接触器
- イ ターミナル端子
- ウ リレーヒューズ
- エ 表示灯
- オ 押しボタン
- カ 押しボタンランプ
- キ その他

4 その他

- (1) 点検完了後、点検結果の記録を保存すること。
- (2) 保守点検作業中、部品の自然消耗、破損部分、故障等を発見した場合は取り替えをすること。

庭園管理仕様書

1 目的

庭園を適切に管理することで花と緑の美しい施設の景観を保つ。

2 管理の対象

添付図面に記載の生涯学習センターの庭園の全ての植栽

3 管理作業の内容及び回数

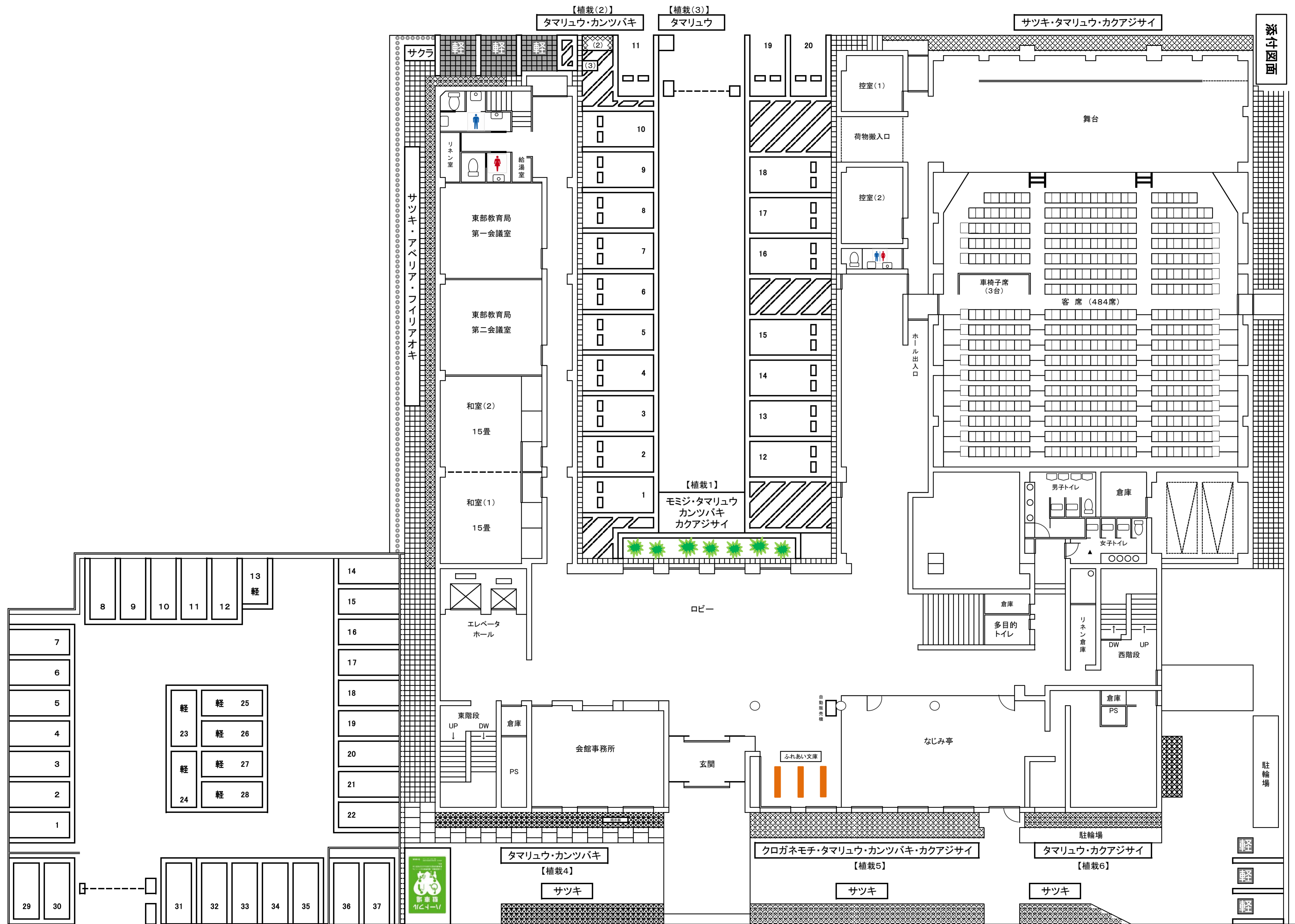
| | 4～9月 | 10～3月 | 計 |
|----------|------|-------|----|
| 1. 植木剪定 | 2回 | 1回 | 3回 |
| 2. 施肥 | 1回 | 1回 | 2回 |
| 3. 殺虫剤散布 | 2回 | 1回 | 3回 |

4 管理作業の記録

管理作業後、作業内容を記録保存すること。

5 その他

やむを得ず、移植又は処分が必要となったときは、事前に教育委員会に協議し、その指示を受けること。



1階平面図

電気設備点検仕様書

1 業務の内容

(1) 概要

電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安、監督に係る業務とする。

(2) 自家用工作物の概要

- ・契約方法 受電設備
- ・設備容量 530KVA
- ・最大電力 310KVA
- ・受電電圧 6600V
- ・絶縁監視装置
- ・非常用予備発電装置（ディーゼル） 1台
(定格容量200KVA 定格出力160kw 定格電圧220V)

(3) 定例業務

- ・絶縁監視装置を設置して常時低圧電路の漏電の有無を監視し、記録し、異常がある場合は電気保安協会に警報を自動通報する。
- ・年次点検（停電して行う精密な点検、測定、試験等）は、9時から17時の間に年1回実施する。
- ・月次点検（停電しないで行う点検、測定等）は平日の9時から17時の間に隔月1回実施する。
- ・絶縁監視装置の警報発生時及び故障、事故発生時の応急措置並びに助言を随時行う。なお、この場合、本業務の一環として別途の費用は負担しないものとする。
- ・異常気象時（暴風、豪雨、洪水、豪雪等）及び災害時（火災、地震等）には、必要に応じて臨時点検を行う。
- ・技術基準に不適合又は放置すると感電、火災並びに波及事故等の重大な事故発生のおそれのある場合は電気保安協会等の助言を求めて早急に改修を行うものとする。

2 実施回数等

年6回。ただし、年1回は年次点検とする。

3 月次（隔月）点検内容

(1) 点検結果

(2) 問診

- ・電気設備の異常に係る指導・助言

(3) 運転記録

- ・測定箇所
(受電盤、3φ75KVA、3φ200KVA、1φ75KVA、1φ30KVA、3φ150KVA)
- ・時刻
- ・電圧 (V)
- ・電流 (A)
- ・漏洩電流 (mA)

(4) 点検項目

ア 受配電設備・構内配電線路等

- ・引込構内電線路
- ・遮断器、開閉器類
- ・変成器
- ・高圧機器
- ・受・配電盤
- ・継電器

- ・標識、棚、施錠
- ・受電室、キュービクル類
- ・絶縁監視装置、メモリー
- ・接地装置
- ・予備発電装置
- イ 非常用予備発電装置の運転記録
- ウ 蓄電池の運転記録
- エ 受配電設備の運転記録
- オ 電気使用場所の設備
 - ・分電盤、開閉器
 - ・配線、移動電線
 - ・機器類
 - ・通路、標識、鍵
 - ・接地装置
 - ・その他

4 年次点検内容

(1) 引込設備

- ・引込線路
- ・負荷開閉器

(2) 受電設備

- ・断路器
- ・負荷開閉器・高圧カットアウト
- ・遮断器
- ・計器用変成器
- ・零相変流器
- ・変圧器
- ・進相コンデンサ
- ・避雷器
- ・高圧母線等
- ・保護継電器
- ・指示計器等
- ・表示装置
- ・低圧遮断機
- ・低圧配線
- ・接地装置
- ・構造物等

(3) 配電設備

(4) 付加設備

- ・機器
- ・配線
- ・開閉器・遮断器
- ・接地装置
- ・その他

(5) 非常用予備発電装置

- ・原動機
- ・発電機
- ・始動用設備
- ・制御装置等
- ・接地装置
- ・構造物等

(6) 取引量計指示記録

- (7) 受電盤等の測定記録
- (8) 変圧器の測定記録
- (9) 非常用予備発電装置点検記録
- (10) 起動用蓄電池点検記録
- (11) 高圧配線絶縁抵抗測定
- (12) 接地抵抗測定記録
- (13) 低圧絶縁抵抗測定

4 その他

- (1) 点検完了後、点検結果の記録を保存すること。
- (2) 保守点検作業中、部品の自然消耗、破損部分、故障等を発見した場合は取り替えをすること。

空気調和機等の保守点検仕様書

1 目的

冷暖房の機能を常に適正に維持し、機器の故障を未然に防止するとともに、機器の寿命の延長を図るほか運転効率を高め、快適な空調能力の発揮を図る。

2 保守点検の時期及び回数

保守点検は、年4回実施し、次の時期を目安に実施するものとする。

- (1) 冷房開始前点検 6月頃
- (2) 冷房最盛時点検 8月頃
- (3) 暖房開始前点検 11月頃
- (4) 暖房最盛時点検 3月頃

3 対象設備

(1) 空気調和機（新晃工業製）

| | | |
|---|---|----|
| ア | 空気調和機（大ホール系統 AC-1 20DH 15kw） | 1基 |
| イ | 空気調和機（ロビー系統 AC-2 22DH 15kw） | 1基 |
| ウ | 空気調和機（大研修室系統 AC-3 11DH 7.5kw） | 1基 |
| エ | 空気調和機（スタジオ系統 AC-4 FCV-260BZK05-B 7.5kw） | 1基 |
| オ | 空気調和機（外気空調機 AC-5 FCV-230BZK05-B 11kw） | 1基 |
| カ | 空気調和機（舞台用 AC-6 11DH 5.5kw） | 1基 |

(2) ファンコイルユニット（新晃工業製）

| | | |
|---|--------------------------------|-----|
| ア | ファンコイルユニット床置き隠蔽型（SFR-300） | 51台 |
| イ | ファンコイルユニット床置き隠蔽型（SFR-400） | 5台 |
| ウ | ファンコイルユニット天井カセット型2方向（CP-400-B） | 2台 |
| エ | ファンコイルユニット天吊り隠蔽型（SCR-600） | 14台 |
| オ | ファンコイルユニット天吊り隠蔽型（SCR-800） | 6台 |
| カ | ファンコイルユニット天吊り露出型（SC-800） | 3台 |

(3) ポンプ類（川本製作所製）

| | | |
|---|--------------------------------|----|
| ア | 冷温水1次ポンプ1（冷温水機用 PCH-1-1 5.5kw） | 1台 |
| イ | 冷温水1次ポンプ2（冷温水機用 PCH-1-2 5.5kw） | 1台 |
| ウ | 冷却水ポンプ1（冷温水機用 PCD-1-1 11.0kw） | 1台 |
| エ | 冷却水ポンプ2（冷温水機用 PCD-1-2 11.0kw） | 1台 |
| オ | 冷温水循環ポンプ（大ホール系統 PCH-2 5.5kw） | 1台 |
| カ | 冷温水循環ポンプ（ロビー系統 PCH-3 3.7kw） | 1台 |
| キ | 冷温水循環ポンプ（講義室系統 PCH-4 2.2kw） | 1台 |
| ク | 冷温水循環ポンプ（スタジオ系統 PCH-5 2.2kw） | 1台 |
| ケ | 冷温水循環ポンプ（外気空調系統 PCH-6 3.7kw） | 1台 |
| コ | 冷温水循環ポンプ（ファンコイル系統 PCH-7 5.5kw） | 1台 |
| サ | 冷温水循環ポンプ（舞台系統 PCH-8 2.2kw） | 1台 |
| シ | 揚水ポンプ（給水用 7.5kw） | 2台 |
| ス | 地下排水ポンプ（水中ポンプ） | 4台 |

(4) ファン類（松下電器産業製）

| | | |
|---|---------------------------------|----|
| ア | 還気ファン（大ホール用 F-1 シロッコ片吸入 5.5kw） | 1台 |
| イ | 還気ファン（スタジオ用 F-2 シロッコ片吸入 5.5kw） | 1台 |
| ウ | 給気ファン（地下機械室用 F-3 シロッコ片吸入 3.7kw） | 1台 |
| エ | 給気ファン（発電機室用 F-4 軸流 2.2kw） | 1台 |
| オ | 排気ファン（地下機械室用 F-6 シロッコ片吸入 2.2kw） | 1台 |
| カ | 排気ファン（発電機室用 F-7 軸流 2.2kw） | 1台 |

| | | |
|---|------------------------------------|----|
| キ | 排気ファン（電気ポンプ室用 F-8 シロッコ片吸入 1.5kw） | 1台 |
| ク | 排気ファン（便所用 F-10 シロッコ片吸入 1.5kw） | 1台 |
| ケ | 排気ファン（湯沸室用 F-11 シロッコ片吸入 0.4kw） | 1台 |
| コ | 排気ファン（ホール客席用 F-12 シロッコ片吸入 1.5kw） | 1台 |
| サ | 排気ファン（ロビーホワイエ用 F-24 シロッコ片吸入 1.5kw） | 1台 |
| シ | 排煙ファン（ロビー用 SF-2 軸流 1.5kw） | 1台 |
| ス | 給気ファン（厨房用 F-5 シロッコ片吸入 2.2kw） | 1台 |
| セ | 排気ファン（厨房用 F-9 シロッコ片吸入 1.5kw） | 1台 |

4 保守点検の内容

各機器の点検、調整、小修理、注油等を行う。

(1) 空気調和機

- ア モーターの運転電流値
- イ モーターの絶縁抵抗
- ウ モーター音の確認
- エ モーター台の各部締め付け状態
- オ 軸承音の確認
- カ 軸承部の異常振動
- キ 軸承部のグリス状態
- ク カップリングの点検
- ケ ファンダンパーハンドルの作動状態
- コ Vプーリーの芯出し状態
- サ Vベルトの状態（張り調整）
- シ フィンの汚れ
- ス ドレンパンの状態
- セ ドレン排水の状態
- ソ 加湿ノズルの目詰まり
- タ フィルターろ材の状態
- チ フィルターの着脱状態
- ツ 外板フレーム等の状態
- テ 断熱材の状態
- ト 点検扉の状態
- ナ ファンランナの汚れ状態
- ニ エリミネーターの状態
- ヌ 総合判定

(2) ファンコイルユニット

- ア モーター音の確認
- イ ランナーの汚れ
- ウ 軸承音の確認
- エ 速調の作動状態
- オ 電圧、結線状態
- カ コイルの劣化（腐食）
- キ フィンの汚れ
- ク エアー抜きの状態
- ケ ドレインパンの腐食状態
- コ ドレンホース、ストレーナーの状態
- サ ケースの損傷状態
- シ 断熱材の状態
- ス フィルターの状態
- セ 総合判定

(3) ポンプ類

- ア モーターの運転電流値

- イ モータの絶縁抵抗
- ウ 圧力計の状態
- エ 連成計の状態
- オ モータ音の確認
- カ 軸承音の確認
- キ 軸承部の異常振動
- ク カップリングの点検
- ケ グランドパッキンの摩耗状態
- コ 各部の締め付け状態
- サ 総合判定

(4) ファン類

- ア モータの運転電流値
- イ モータの絶縁抵抗
- ウ ファン運転音の確認
- エ 軸承音の確認
- オ 軸承部の異常振動
- カ Vプーリーの芯出し状態
- キ Vベルトの状態
- ク 外板、フレーム等の状態
- ケ 総合判定

5 点検時の同時作業

(1) 空気調和機

- ア 送風機軸承のグリスアップ
- イ 駆動部の締め付けボルト、軸承セットビスの増し締め
- ウ Vベルトの張り調整
- エ その他

(2) ファンコイルユニット

- ア 速調器（スイッチ類）の点検作業
- イ その他

(3) ポンプ類

- ア カップリングの調整
- イ 各部ボルトの増し締め
- ウ その他

(4) ファン類

- ア 軸承のグリスアップ
- イ Vベルトの張り調整
- ウ 各部ボルトの増し締め
- エ その他

6 その他

- (1) 点検完了後、機種別の点検結果の記録を保存すること。
- (2) 保守点検作業中、部品の自然消耗、破損部分、故障等を発見した場合は取り替えをすること。

舞台照明設備保守点検仕様書

1 目的

生涯学習センターの調光設備等の機能を常に適正に維持し、機器の故障を未然に防止するとともに、機器の寿命の延長を図る。

2 点検時期等

点検回数は年 2 回とし、施設利用の状況等を勘案して指定管理者が実施時期を決定する。

3 対象設備

(1) 主電源主幹盤

- ・電源方式 3φ4ω 182V/105V 120KVA
- ・総主幹 MCCB 4P 500AF/500AT ×1
- ・各種分岐 MCCB ×1式

(2) 分岐盤

(3) 調光器盤

- ・舞台用調光器 3kw ×18台
- 2kw ×53台
- ・舞台用保護 MCCB 1P 50AF/30AT ×18
- MCCB 1P 50AF/20AT ×53
- ・客席用調光器 3kw (IL) ×7台
- 2kw (IL) ×6台
- ・舞台用分岐 MCCB 1P 50AF/30AT ×7
- MCCB 1P 50AF/20AT ×6
- ・作業灯切換制御ユニット ×1式
- ・負荷回路切換制御ユニット ×1式 他
- ・既設負荷線延長用端子台 ×1式 他

(4) 舞台照明器具

- ・フットライト/1列3回路 (60w×81灯)
- ・ボーダーライト/1列6回路 (150wハロゲン×63灯)
- ・サスペンションライト/1列12回路 (CS-810×12台、FS-810×12台)
- ・アッパーホリゾンライト/1列6回路 (200wハロゲン×63灯)
- ・ローアホリゾンライト/1列6回路 (200wハロゲン×63灯)
- ・シーリングライト/1式8回路 (CS-810×16台)
- ・トーマンタルスポットライト/1式4回路 (CS-810×4台×2) (上下)
- ・天反ライト/300wハロゲン×20灯
- ・ステージスポットライト/CS-810×8台
- ・プロジェクタースポットライト/1kwハロゲン×2台
(ディスクマシン、ズーム先玉レンズ、ディスクを含む)
- ・パーライト/PL-10×18台、PL-5D×6台
- ・スポックス
- ・客席電灯/250wハロゲン×64灯
- ・フォロースポット点検/KJ-6型×2台
- ・フォロースポット点検/XPS-1003SR/e×2台

(5) 調光操作卓 F105-V1,71 記憶シーン数 1000シーン以上

- ・マスターフェーダー操作部 ×1式
- ・メモリー入力操作部 (パッチ含む) ×1式
- ・ムーブフェーダ操作部 ×1式
- ・マニュアル操作部 ×1式

- ・フラッシュスイッチ操作部 × 1 式
 - ・パッチ操作部 × 1 式
 - ・サブフェーダー操作部（20CH、50ページ） × 1 式
 - ・メニューモード × 1 式
 - ・卓内部 × 1 式
 - ・直流安定化電源 × 1 式
 - ・無停電電源装置（UPS） × 1 式
 - ・オプション操作部 × 1 式
 - ・遠方操作盤 × 1 式
- (6) 調光器盤
- ア 主幹、分岐盤
- イ 調光器盤No. 1
- ・全般
 - ・ファンユニット
 - ・調光器
 - ・関数発生器
 - ・D/Aボックス
 - ・天反切替ユニット
 - ・UPS制御ユニット
 - ・舞台作業灯制御ユニット
- ウ 調光器盤No. 2
- ・全般
 - ・ファンユニット
 - ・調光器
 - ・関数発生器
 - ・D/Aボックス
 - ・客席作業灯制御ユニット

4 保守点検の内容

(1) 調光器盤主幹及び分岐盤点検

ア 主幹

- ・主幹MCB動作確認
- ・主幹MCB電動動作（手元・卓）の動作確認
- ・ビス・ナット締め付確認
- ・端子台締め付確認
- ・ヒューズ確認
- ・操作主幹動作確認
- ・リレー動作確認
- ・受電・給電パイロットランプ点灯確認
- ・受電・給電ダウントランス確認
- ・サーモラベル確認
- ・雑用回路動作確認
- ・CT（トランスデューサ）回路動作確認
- ・VS（トランスデューサ）回路動作確認
- ・電流計動作確認
- ・電圧動作確認

イ 分岐盤

- ・MCB動作確認
- ・ビス・ナット締め付確認
- ・端子台締め付確認
- ・ヒューズ確認
- ・各回路絶縁測定表

(2) 調光器盤No. 1

ア 全般

- ・ビス・ボルト・ナット・端子締め付確認
- ・BUSバーサーモラベル確認
- ・各ヒューズ確認
- ・亘り線等、接続部確認
- ・盤内清掃、基板清掃

イ ファンユニット

- ・端子締め付確認
- ・各ヒューズ確認
- ・温度センサー動作確認
- ・冷却ファン動作確認
- ・連動／連続切替スイッチ動作確認
- ・ファン清掃

ウ 調光器

- ・端子締め付、コネクタ確認
- ・MCCB動作確認
- ・ニュートラルスイッチ動作確認
- ・制御基板取付等確認
- ・信号受信表示LED動作確認
- ・調光出力電圧測定
- ・絶縁抵抗測定

エ 関数発生器

- ・端子締め付、コネクタ確認
- ・各ヒューズ確認
- ・直流安定化電源電圧確認及び消耗確認
- ・タイマーリレー動作確認
- ・制御基板動作確認
- ・電源パイロットランプ表示確認

オ D/Aボックス

- ・端子締め付、コネクタ確認
- ・各ヒューズ確認
- ・直流安定化電源電圧確認及び消耗確認
- ・マイクロ冷却ファン動作確認
- ・DMX・MD信号出力確認
- ・アナログ信号出力確認
- ・信号受信表示LED動作確認

カ 天反切替ユニット

- ・端子締め付、コネクタ確認
- ・各ヒューズ確認
- ・パイロットランプ表示確認
- ・マグネットリレー動作及び消耗確認

キ UPS制御ユニット

- ・端子締め付、コネクタ確認
- ・各ヒューズ確認
- ・マグネット動作及び消耗確認
- ・タイマーリレー動作確認
- ・リレー動作確認

ク 舞台作業灯制御ユニット

- ・端子締め付、コネクタ確認
- ・各ヒューズ確認
- ・各スイッチ等点灯及び動作確認

- ・安定化電源電圧及び消耗確認
 - ・タイマーリレー動作確認
 - ・リレー動作確認
- (3) 調光器盤No. 2
- ア 全般
- ・ビス、ボルト、ナット、端子締め付確認
 - ・BUSバーサーモラベル確認
 - ・各ヒューズ確認
 - ・亘り線等、接続部確認
 - ・盤内清掃、基板清掃
- イ ファンユニット
- ・端子締め付確認
 - ・各ヒューズ確認
 - ・温度センサー動作確認
 - ・冷却ファン動作確認
 - ・連動／連続切替スイッチ動作確認
 - ・ファン清掃
- ウ 調光器
- ・端子締め付、コネクター確認
 - ・MCCB動作確認
 - ・ニュートラルスイッチ動作確認
 - ・制御基板取付等確認
 - ・信号受信表示LED動作確認
 - ・調光出力電圧測定
 - ・絶縁抵抗測定
- エ 関数発生器
- ・端子締め付、コネクター確認
 - ・各ヒューズ確認
 - ・直流安定化電源電圧確認及び消耗確認
 - ・タイマーリレー動作確認
 - ・制御基板動作確認
 - ・電源パイロットランプ表示確認
- オ D/Aボックス
- ・端子締め付、コネクター確認
 - ・各ヒューズ確認
 - ・直流安定化電源電圧及び消耗確認
 - ・マイクロ冷却ファン動作確認
 - ・DMX・MD信号出力確認
 - ・アナログ信号出力確認
 - ・信号受信表示LED動作確認
- カ 客席作業灯制御ユニット
- ・端子締め付、コネクター確認
 - ・各ヒューズ確認
 - ・各スイッチ等点灯及び動作確認
 - ・制御基板（設定スイッチ等）動作確認
 - ・安定化電源電圧及び消耗確認
 - ・タイマーリレー動作確認
 - ・リレー動作確認
- (4) 舞台照明器具の点検、調整
- ア 舞台照明器具設備
- ・コンセント関係の点検及び調整
 - ・配線関係の点検及び調整

- ・動作試験
 - ・ケーブル及びケーブルリールの点検及び調整
 - ・端子箱の増し締め点検及び調整
 - ・スポットライトモーターの点検（精密点検時）
- イ フォロースポット点検／K J－6型×2台
- (ア) 灯体
- ・ランプの点検・清掃
 - ・ランプ調整機構の点検・動作調整
 - ・ミラーの点検・清掃・調整
 - ・各レンズの点検・清掃
 - ・ズーム機構の点検・動作調整
 - ・シャッターの点検
 - ・各スイッチ、パイロットランプの点検
 - ・ブローアの点検
 - ・端子台等ビス類増し締め、内部配線の点検
 - ・点灯・投光テスト、調整
 - ・スターターの各部品の点検及び動作点検
- (イ) 整流器
- ・各電気部品の点検（スイッチ、リレー）
 - ・その他電気部品の点検・動作テスト
 - ・各端子台接続部の増し締め
 - ・電流調整
 - ・冷却ファンの点検
- (ウ) スタンド
- ・上下左右の首振機構の点検、調整
 - ・高さ調整機構の点検
 - ・キャスター、スタンドの固定ねじの点検
- ウ フォロースポット点検／X P S－1 0 0 3 S R／e × 2 台
- (ア) 灯体
- ・ランプの点検・清掃
 - ・ランプ調整機構の点検・動作調整
 - ・ミラーの点検・清掃・調整
 - ・熱線反射フィルターの点検・清掃
 - ・各レンズの点検・清掃
 - ・ズーム機構の点検・動作調整
 - ・シャッターの点検
 - ・ダウザー、カッターの点検
 - ・各スイッチ、パイロットランプの点検
 - ・ブローアの点検
 - ・端子台等ビス類増し締め、内部配線の点検
 - ・点灯・投光テスト、調整
 - ・スターターの各部品の点検及び動作点検
- (イ) 整流器
- ・各電気部品の点検（スイッチ、リレー）
 - ・その他電気部品の点検・動作テスト
 - ・各端子台接続部の増し締め
 - ・電流調整
 - ・冷却ファンの点検
- (ウ) スタンド
- ・上下左右の首振機構の点検、調整
 - ・高さ調整機構の点検
 - ・キャスター、スタンドの固定ねじの点検
- (5) 調光操作卓
- ア マスターフェーダー操作部
- ・電源（POWER）SW動作確認
 - ・グラウンドマスターフェーダー（GM）動作確認

- ・フルスイッチ (FULL) 動作確認
- ・アップ・ダウンマスターフェーダー (U/D) 動作確認
- ・モードSW動作確認
- ・LCD/CRTモニター表示確認
- ・手元明り リトライト

イ メモリー操作部 (パッチ含む)

- ・パッチ場面選択SW (A~D、1:1) 動作確認
- ・モード (Patch・Move・Sub・Chs・Menu) SW動作確認
- ・ステージ (STG) SW動作確認
- ・プレビュー (PREV) SW動作確認
- ・ページ切替 (P+/P-) SW動作確認
- ・テンキー・カーソルキー動作確認
- ・ファンクション (F1~F6) SW動作確認
- ・ディマー (DIM) SW動作確認
- ・チャンネル (CH) SW動作確認
- ・シーン (SCN) SW動作確認
- ・消去 (DELETE) SW動作確認
- ・消去 (DELETE) パイロット点灯動作確認
- ・ストア (STORE) SW動作確認
- ・ストア (STORE) パイロット点灯動作確認
- ・エンター (ENTER) SW動作確認
- ・レベルウィール (LV) 動作確認
- ・メモリー保持バッテリー動作確認

ウ ムーブ操作部

- ・Move マスターフェーダー動作確認
- ・UP/DOWNフェーダ動作確認
- ・進行表示LED確認
- ・キューNo. ディスプレイ表示 (Stage・Stand-by・Next) 確認
- ・キュー呼込 (Stage・Stand-by・Next) SW動作確認
- ・修正 (Modify) SW動作確認
- ・タイム再生 (Go・Stop・Back) SW動作確認
- ・マニュアル再生 (Manual) SW動作確認
- ・リンク (Link) SW動作確認
- ・マニュアル操作部 × 1 式
- ・フラッシュSW操作部 × 1 式
- ・パッチ操作部 × 1 式
- ・サブフェーダー操作部 (20CH、50ページ) × 1 式
- ・メニューモード × 1 式
- ・卓内部 × 1 式
- ・直流安定化電源 × 1 式
- ・無停電電源装置 (UPS) × 1 式
- ・オプション操作部 × 1 式
- ・遠方操作盤 × 1 式

5 その他

- (1) 点検完了後、点検結果の記録を保存すること。
- (2) 保守点検作業中、部品の自然消耗、破損部分、故障等を発見した場合は取り替えをすること。

冷温水発生機保守点検仕様書

1 目的

生涯学習センターの冷暖房設備の機能を常に適正に維持するとともに、機器の寿命の延長、機器の故障を未然に防止するとともに運転効率を高める。

2 点検時期

- (1) 冷房開始前点検 6月頃
- (2) 冷房最盛時点検 8月頃
- (3) 暖房開始前点検 11月頃
- (4) 暖房最盛時点検 1月頃

3 対象設備

| | |
|---------------------------------|----|
| 川重冷熱工業製吸収式冷温水発生機 (ΣTEG-100DN6C) | 2基 |
| 空研工業製冷却塔 (SKB-100×2GS) | 1基 |

4 保守点検の内容

(1) 冷房、暖房開始時に行う保守作業

- ア 冷房、暖房の切り替え作業
- イ 機器関係の点検、調整
- ウ 燃焼系統の点検、調整
- エ インターロックテスト、調整
- オ 安全装置の点検、調整
- カ 容量コントロール点検、調整
- キ 真空引き、真空確認
- ク ケーシング取付状態の確認
- ケ 各部総合点検

(2) 冷房、暖房運転中に行う保守作業

- ア 機器関係の点検、調整
- イ 燃焼系統の点検、調整
- ウ インターロックテスト、調整
- エ 容量コントロール点検、調整
- オ 各部総合点検

(3) 点検項目

- ア 絶縁抵抗試験
 - ・低温吸収液ポンプ (抵抗、判定)
 - ・高温吸収液ポンプ (抵抗、判定)
 - ・冷媒ポンプ (抵抗、判定)
 - ・バーナーモーター (抵抗、判定)
 - ・点火トランス (抵抗、判定)
 - ・パイロットガス電磁弁 1 (抵抗、判定)
 - ・パイロットガス電磁弁 2 (抵抗、判定)
 - ・ガス遮断弁 1 (抵抗、判定)
 - ・ガス遮断弁 2 (抵抗、判定)
 - ・パラジウムセルヒータ No. 1～5 (抵抗、判定)
 - ・自動抽気 (抽気ポンプ、抽気電磁弁 1、抽気電磁弁 2、排気電磁弁の抵抗、判定)

- イ センサー抵抗確認

- ・冷温水出口温度（温度℃、抵抗Ω、判定）
 - ・冷却水入口温度（温度℃、抵抗Ω、判定）
 - ・高温再生温度（温度℃、抵抗Ω、判定）
 - ・高温再生圧力（温度℃、抵抗Ω、判定）
 - ・稀液温度（温度℃、抵抗Ω、判定）
 - ・冷媒温度（温度℃、抵抗Ω、判定）
 - ・冷温水入口温度（温度℃、抵抗Ω、判定）
 - ・冷却水出口温度（温度℃、抵抗Ω、判定）
 - ・凝縮冷媒温度（温度℃、抵抗Ω、判定）
 - ・混合濃液温度（温度℃、抵抗Ω、判定）
 - ・排ガス温度（温度℃、電流値mA、判定）
- ウ 電磁開閉器の確認
- ・低温吸収液ポンプ（外観、端子のゆるみ、モーター線間抵抗）
 - ・高温吸収液ポンプ（外観、端子のゆるみ、モーター線間抵抗）
 - ・冷媒ポンプ（外観、端子のゆるみ、モーター線間抵抗）
 - ・バーナーモーター（外観、端子のゆるみ、モーター線間抵抗）
 - ・抽気ポンプ（外観、端子のゆるみ、モーター線間抵抗）
- エ 抽気ポンプの確認
- ・ドライポンプ到達真空度（2.0kPa以下）
- オ 真空度の確認
- ・抽気タンク圧力（運転盤表示、マノメータ）
 - ・本体真空度（許容真空度曲線以下）
 - ・混入（冷媒比重は、1.03以下）
 - ・ハンマー音（異常音がないこと）
- カ 機械室
- ・給排気の状態（確認方法、チェックポイント、判定）
 - ・周囲の整理状況（確認方法、判定）
 - ・危険物可燃物の有無（確認方法、チェックポイント、判定）
 - ・床面排水状況（確認方法、判定）
 - ・本体の外観（確認方法、チェックポイント、判定）
- キ 冷温水機弁操作
- ・基礎上への固定状況（確認、判定）
 - ・外観損傷の有無（確認、判定）
 - ・熱回収器のスス詰まり（判定）
 - ・本体アングル弁（抽気止め弁、冷媒ブロー弁、吸収液手動弁、冷暖切替弁、連通管の操作確認）
- ク ガス配管
- ・燃料漏洩の有無（点検、判定）
 - ・腐食、損傷（点検、判定）
 - ・ストレーナーの詰まり（点検、判定）
 - ・ガバナークラス（点検、判定）
 - ・流量計の作動（点検、判定）
- ケ 本体運転盤
- ・表示灯類（点検、判定）
 - ・機器や配線の変形や加熱・ビスの緩み（点検、判定）
 - ・主電源電圧（点検、判定）
 - ・主電流（点検、判定）
- コ 遮断弁
- ・弁越し（点検、判定）
 - ・異常過熱（点検、判定）
- サ 燃焼装置
- ・バーナー外観（点検、判定）

- ・バーナーモーター回転状況（点検、判定）
- ・コントロールモーターの動き（点検、判定）
- ・リンク機構の動き（点検、判定）
- ・燃焼音（点検、判定）
- シ 燃焼状態
 - ・排ガスの漏れ（点検、判定）
 - ・煙室外面（点検、判定）
 - ・排ガス温度（点検、判定）
 - ・失火指令動作（点検、判定）
- ス 安全装置
 - ・冷温水流量スイッチ（確認、チェックポイント、判定）
 - ・空気圧スイッチ（確認、チェックポイント、判定）
 - ・ガス圧低スイッチ（確認、チェックポイント、判定）
 - ・ガス圧高スイッチ（確認、チェックポイント、判定）
 - ・炉内圧高（低）スイッチ（チェックポイント、判定）・・・冷房のみ
 - ・炉内圧高（高）スイッチ（チェックポイント、判定）・・・冷房のみ
 - ・インターロック
- セ 電動機の運転状況確認
 - ・低温吸収液ポンプ（運転、定格、振動、異音）
 - ・高温吸収液ポンプ（運転、定格、振動、異音）
 - ・冷媒ポンプ（運転、定格、振動、異音）・・・冷房のみ
 - ・バーナーモーター（運転、定格、振動、異音）
 - ・抽気ポンプ（運転、定格、振動、異音）
- ソ 機内抵抗の確認（入口圧力、出口圧力、 ΔP ）
- タ 制御データ（冷温水温度制御）
- チ 燃焼調整データ（調整・計測データ）
 - ・運転盤表示値（％）
 - ・ガス流量実測値（ m^3/h ）
 - ・ガストレーナ2次圧
 - ・ガス調整弁1次圧
 - ・ガス調整弁2次圧
 - ・ガス調量弁開度（ $\angle 90$ ）
 - ・空気ダンパー開度（ $\angle 90$ ）
 - ・炉内圧力
 - ・排気圧力・・・冷房のみ
 - ・排ガス成分（ O_2 、 CO ）
 - ・フレーム電流
 - ・空気比
- ツ コントロールモーター（チェック、処理）
- テ バーナリンク機構（チェック、処理）
- ト 溶液系
 - ・液サンプリング分析結果（チェックポイント）
 - ・インヒビター（チェックポイント）・・・暖房のみ
 - ・アルコール（チェックポイント）・・・暖房のみ
- ナ 点検結果総評

5 その他

- (1) 点検完了後、点検結果の記録を保存すること。
- (2) 保守点検作業中、部品の自然消耗、破損部分、故障等を発見した場合は取り替えをすること。

ホール音響設備機器保守点検仕様書

1 目的

ホール音響設備の機能を常に適正に維持し、機器の故障を未然に防止するとともに、機器の寿命を保つ。

2 点検時期等

保守点検は年1回実施することとし、施設利用の状況等を勘案して指定管理者が実施時期を決定する。ただし、保守点検内容の業務範囲にある機器が故障したときは、ただちに点検修理すること。

3 対象設備

(1) 音響調整卓等

- ・YAMAHA CL-3 ×1台
- ・入出力装置 (YAMAHA Rio3224-D) ×1台
- ・スイッチングハブ (YAMAHA GigaSwitch8) ×1台

(2) 電力増幅架

- ・マルチチャンネルモニター TOA MP-1216 ×1台
- ・パワーマッチ BOSE M-8500N (500w×8ch) ×2台
- BOSE PM-8250N (250w×8ch) ×1台
- ・オーディオシグナルプロセッサ (4×4拡張カード)

BOSE ESP-00II ×1台

- ・入出力ジャックユニット (特注) ×1台
- ・制御電源部 WU-L67 ×3台
- ・スピーカー出力パッチ部 (特注) ×1台
- ・端子部 (特注) ×1台

(3) 入力パッチ盤 ×1式

(4) スピーカー

- ・プロセニアムスピーカー
- BOSE RoomMatchスピーカー
- RM5520×1台
- RM7060×1台
- RM PULL BACK BRKT (設置用フレーム) ×2個
- ・SR用スピーカー BOSE LT9403 ×2本
- ・ステージフロントスピーカー BOSE DS16SB ×4台
- ・サイドフィルスピーカー (スタンドSS-10×2本含む)
- BOSE 802-III SG ×2台
- ・はね返りスピーカー BOSE 620M ×2台
- ・舞台袖壁掛スピーカー WS-2015 ×1台
- ・調整室モニタースピーカー JBL LSR305 ×2台
- ・ロビー、ホワイエ天井スピーカー ×1式

} 2式

(5) マイクコンセント

- ・フロアマイクコンセント ×7台
- ・壁付けマイクコンセント2個用 ×2台
- ・壁付けマイクコンセント1個用 ×2台
- ・ステージスピーカーコンセント ×2台
- ・はね返り用コンセントプレート ×2台
- ・エレベータマイク操作部収納ボックス ×1台

- (6) ワイヤレス設備
 - ・受信機 パナソニック WX-UR504 (4ch実装) ×1台
 - ・受信機 オーディオテクニカ ATW-R920 ×1台
- (7) 効果機器
 - ・カセットデッキ TASCAM CD-A580 ×1台
 - ・MDデッキ TASCAM MD-801RMKII ×1台
 - ・CDデッキ TASCAM SS-CDR200 ×2台
 - ・CDプレーヤー TASCAM CD500B ×1台
 - ・CDレコーダー CD-RW4U ×1台
- (8) インターカム設備
- (9) その他設備
 - ・開演ブザー、エレベータマイク設備

4 保守点検の内容

- (1) 音響調整卓
 - ・出力+4dBにて周波数特性、S/N比、歪率等の測定
 - ・BGM音源にてスイッチ、ボリュームの動作確認
- (2) 電力増幅架
 - ア マルチチャンネルモニター
 - ・各アンプ出力確認
 - イ オーディオシグナルプロセッサ
 - ・入力0dB、出力0dBにて周波数特性
 - ・BGM音源にて機能動作確認
 - ウ パワーマッチ (8ch×3=24ch)
 - ・周波数特性、雑音出力、歪率の測定
 - ・BGM音源にて機能動作確認
- (3) 入力パッチ盤
 - ・入力パッチ (キャノン) 導通チェック
- (4) スピーカー回線
 - ・BGM音源にて総合鳴動テスト
 - ・BGM音源にて各スピーカーコンセント総合鳴動テスト
- (5) マイク回線
 - ・各マイクコンセント導通チェック
- (6) ワイヤレス設備の外観動作等点検
 - ・ワイヤレスマイクにて受信感度、動作確認 (6ch)
 - ・ワイヤレスマイク電池接点清掃
 - ・受信機音声出力ジャック部清掃
- (7) 効果機器
 - ア カセットデッキ (1台)
 - ・テストテープにて録音・再生動作確認
 - ・ヘッド、走行系清掃
 - イ MDデッキ (1台)
 - ・ピックアップレンズ清掃
 - ・録音・再生動作確認
 - ウ CDデッキ (3台)
 - ・ピックアップレンズ清掃
 - ・録音・再生動作確認
- (8) インターカム設備
 - ・ステーション機器の動作確認 (パワー1台、メイン1台、ローカル3台、ベルトパック2台)
 - ・ヘッドセットの動作確認 (6台)
 - ・接続プレート清掃 (2箇所)

- ・通話テスト（音響室、調光室、映写室、下手袖、マイクコンセント）
- (9) その他設備
- ・開演ブザー動作確認
 - ・エレベータマイク操作スイッチ動作確認

5 その他

- (1) 点検完了後、点検結果の記録を保存すること。
- (2) 保守点検作業中、部品の自然消耗、破損部分、故障等を発見した場合は取り替えをすること。

中央監視装置等保守点検仕様書

1 目的

中央監視装置等の機能を常に適正に維持し、機器の故障を未然に防止すると共に寿命の延長を図る。

2 点検時期等

- (1) 点検回数 年 2 回実施する。
- (2) 実施日時 6 月頃及び 1 1 月頃を目安とし、施設利用の状況等を勘案して指定管理者が実施時期を決定する。

3 対象機器等

- (1) デジタルポイント（発停点、状態警報点）
- (2) アナログポイント（温度計測点）
- (3) DGP ユニット（端末伝送装置）
- (4) 自動制御盤
- (5) 中央監視装置（ジョンソンコンロールズ製 マイクロステーション）

4 点検対象項目等

(1) 熱源制御 系統（CP-B1）系

| | |
|--------------------------|----------------|
| R-1 冷温水発生機 1 号機 | 状態、警報 |
| R-1 冷温水発生機 2 号機 | 状態、警報 |
| CPD-1 冷却水ポンプ 1 | 状態、警報 |
| CPD-2 冷却水ポンプ 2 | 状態、警報 |
| CT-1 R-1 冷却塔 | 状態、警報 |
| PCH-2 ホール系統冷温水ポンプ | 発停、状態 |
| PCH-3 ロビー系統冷温水ポンプ | 発停、状態 |
| PCH-4 講義室冷温水ポンプ | 発停、状態 |
| PCH-5 スタジオ冷温水ポンプ | 発停、状態 |
| PCH-6 外気処理冷温水ポンプ | 発停、状態 |
| PCH-7 ファンコイル冷温水ポンプ | 発停、状態 |
| PCH-8 舞台冷温水ポンプ | 状態、警報 |
| CHP-1 冷温水ポンプ 1 | 状態、警報 |
| CHP-2 冷温水ポンプ 2 | 状態、警報 |
| 冷却塔給水ポンプ | 状態、警報 |
| ロビーフロアヒーター No. 1 | 発停、状態、警報 |
| ロビーフロアヒーター No. 2・3 | 発停、状態、警報 |
| ホワイエフロアヒーター No. 4 | 発停、状態、警報 |
| フロアヒーター漏電警報 | 警報 |
| オイルサービスタンク満油警報 | 警報 |
| P-1 2 オイルギアポンプ | 状態、警報 |
| 冷温水発生機 1 号機 冷却水出口温度 | 実測、指示、誤差、基準、結果 |
| 冷温水発生機 1 号機 冷却水入口温度 | 実測、指示、誤差、基準、結果 |
| 冷温水発生機 2 号機 冷却水出口温度 | 実測、指示、誤差、基準、結果 |
| 冷温水発生機 2 号機 冷却水入口温度 | 実測、指示、誤差、基準、結果 |
| 冷温水送り温度 | 実測、指示、誤差、基準、結果 |
| 冷温水還り温度 | 実測、指示、誤差、基準、結果 |
| リモートユニットコントローラ DGP-NO. 1 | 外観点検、機能点検 |
| リモートユニットコントローラ DGP-NO. 2 | 外観点検、機能点検 |

| | |
|-------------------------|----------------|
| 挿入型温度検出器（6本 冷温水・冷却水） | 状態 |
| 制御用ブレーカー | 状態 |
| AC24Vトランス | 状態 |
| (2) 空調機 系統 | |
| ア (CP-B2) 系 | |
| AC-1 大ホール空調機 | 発停、状態、判定 |
| F-1 大ホール換気ファン | 状態、警報、判定 |
| F-12 客席排気ファン | 状態、警報、判定 |
| AC-2 ホワイエ空調機 | 発停、状態、判定 |
| F-24 ロビーホワイエ排気ファン | 状態、警報、判定 |
| AC-6 舞台空調機 | 発停、状態、判定 |
| 冷房切替 | 発停、状態、判定 |
| 暖房切替 | 発停、状態、判定 |
| 大ホール温度 | 実測、指示、誤差、基準、結果 |
| ロビーホワイエ温度 | 実測、指示、誤差、基準、結果 |
| リモートユニットコントローラCGP-NO. 3 | 外観点検、機能点検 |
| 室内型温度検出器（大ホール温度） | 状態、結果 |
| 室内型温度検出器（ロビー、ホワイエ温度） | 状態、結果 |
| 室内型温度調節器（舞台還気温度） | 状態、結果 |
| 制御用ブレーカー（3台） | 状態、結果 |
| AC24Vトランス（2台） | 状態、結果 |
| AC100Vトランス（2台） | 状態、結果 |
| イ (CP-R2) 系 | |
| AC-3 講義室空調機 | 発停、状態、判定 |
| AC-4 スタジオ空調機 | 発停、状態、判定 |
| F-2 スタジオ換気ファン | 状態、警報、判定 |
| AC-5 外気処理空調機 | 発停、状態、判定 |
| P-16 冷却塔補給水ポンプ | 状態、警報、判定 |
| 講義室温度 | 実測、指示、誤差、基準、結果 |
| スタジオ温度 | 実測、指示、誤差、基準、結果 |
| 外気温度 | 実測、指示、誤差、基準、結果 |
| 外気湿度 | 実測、指示、誤差、基準、結果 |
| リモートユニットコントローラC-NO. 4 | 状態、結果 |
| 室内型温度検出器（講義室温度） | 状態、結果 |
| 室内型温度検出器（スタジオ温度） | 状態、結果 |
| 挿入型温度検出器（外気） | 状態、結果 |
| 挿入型湿度検出器（外気） | 状態、結果 |
| 室内型温度調節器（夏外気処理給気温度設定） | 状態、結果 |
| 室内型温度調節器（冬外気処理給気温度設定） | 状態、結果 |
| (3) 自動制御盤 | |
| ア CP-B1 盤 | |
| 外観・据付 | 状態 |
| 表示灯・スイッチ | 状態 |
| 入出力端子 | 状態 |
| 電源電圧 MCB（操作用） | 基準値、計測値 |
| 電源電圧 TR1（リレー用） | 基準値、計測値 |
| イ CP-B2 盤 | |
| 外観・据付 | 状態 |
| 表示灯・スイッチ | 状態 |
| 入出力端子 | 状態 |
| 電源電圧 MCB1（ホール加湿器用） | 基準値、計測値 |
| 電源電圧 MCB2（ロビー加湿器用） | 基準値、計測値 |

| | | |
|-----|---------------------------------|---------|
| | 電源電圧 MCB 3 (操作用) | 基準値、計測値 |
| | 電源電圧 TR 1 (リレー用) | 基準値、計測値 |
| | 電源電圧 TR 2 (CO ₂ 検出用) | 基準値、計測値 |
| | 電源電圧 TR 3 (MD・MF用) | 基準値、計測値 |
| | コントローラー | 状態 |
| ウ | CP-2盤 (舞台系機械室) | |
| | 外観・据付 | 状態 |
| | 表示灯・スイッチ | 状態 |
| | 入出力端子 | 状態 |
| | 電源電圧 MCB 1 (操作用) | 基準値、計測値 |
| | 電源電圧 TR 1 (MV用) | 基準値、計測値 |
| エ | CP-R1盤 (5階東機械室) | |
| | 外観・据付 | 状態 |
| | 表示灯・スイッチ | 状態 |
| | 入出力端子 | 状態 |
| | 電源電圧 MCB 1 (ホール操作用) | 基準値、計測値 |
| | 電源電圧 TR 1 (MV用) | 基準値、計測値 |
| オ | CP-R2盤 (5階西機械室) | |
| | 外観・据付 | 状態 |
| | 表示灯・スイッチ | 状態 |
| | 入出力端子 | 状態 |
| | 電源電圧 MCB 1 (外気処理加湿器用) | 基準値、計測値 |
| | 電源電圧 MCB 2 (制御電源用) | 基準値、計測値 |
| | 電源電圧 TR 1 (リレー用) | 基準値、計測値 |
| | 電源電圧 TR 2 (タイマー用) | 基準値、計測値 |
| | 電源電圧 TR 2 (外気湿度センサー用) | 基準値、計測値 |
| | コントローラー | 状態 |
| (4) | 中央監視装置 | |
| | 本体 | 状態 |
| | LCD | 状態 |
| | タッチパネル (ANN) | 状態 |
| | 内蔵プリンタ | 状態 |
| | PCWバッテリー | 状態 |
| | 無停電電源装置 | 状態 |
| | FDD | 状態 |
| | タイムスケジュール | 状態 |

5 その他

- (1) 点検完了後、点検結果の記録を保存すること。
- (2) 保守点検作業中、部品の自然消耗、破損部分、故障等を発見した場合は取り替えをすること。